

博多南地域交流センター空調設備更新建築工事

図面リスト

建築工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-0	表紙・図面リスト	A-16	2階天井伏図
A-1	建築改修工事特記仕様書(1)	A-17	地下1階・3階天井伏図
A-2	建築改修工事特記仕様書(2)	A-18	1階天井撤去範囲詳細図
A-3	建築改修工事特記仕様書(3)	A-19	2階天井撤去範囲詳細図
A-4	建築改修工事特記仕様書(4)	A-20	地下1階・3階天井撤去範囲詳細図
A-5	建築改修工事特記仕様書(5)	A-21	断面図1
A-6	建築改修工事特記仕様書(6)	A-22	断面図2
A-7	建築改修工事監督基準	A-23	断面図3
A-8	付近見取図・配置図	A-24	矩計図1
A-9	仕上表1	A-25	矩計図2
A-10	仕上表2	A-26	矩計図3
A-11	地下1階平面図	A-27	部分詳細図
A-12	1階平面図		
A-13	2階平面図		
A-14	3階平面図		
A-15	1階天井伏図		

建築改修工事特記仕様書（令和5年4月改定版）	
I 工事概要	
1. 工事名称	博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
2. 工事場所	福岡市博多区南本町2丁目3番1号
3. 工事期間	契約締結の翌日から 令和 6年 11月 1日まで
工事を施工しない日	日曜日（騒音・振動を伴う作業に限る）
工事を施工しない時間帯	指定なし
4. 工事概要	SRC造 地上3階、地下一階 空調機の老朽化による更新作業に伴う建築工事 空調機更新の際に支障となる内装材(天井、壁等)の撤去・新設、 図書館養生、および付帯工事
5. 別途工事	衛生設備工事、空調設備工事、付帯電気設備工事、別途電気工事、 外壁改修工事、屋上防水改修工事
6. 契約不適合責任期間	受渡し完了の日から 1 年間
7. その他	本工事は週休2日対象工事であり、詳細は「XⅡ. 週休2日工事」による。
8. 特記事項	福岡市契約事務規則32条2項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。（該当事項〇印） ○ 請負代金内訳書 ○ 工程表
9. 安全管理	(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講じること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。
10. その他	(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。（該当する工事に〇印） ○塗装 ・防水 ・金属製建具 (6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。 (7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。 (8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。 (9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「Ⅳ. 施工体制の確認」による。
(10)	福岡市契約事務規則第41条1項4号に定める中間技術検査（該当事項〇印） ・実施する ○実施しない

Ⅱ. 建築改修工事仕様		
1. 共通仕様		
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。 なお、新築・増築工事を含む場合は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）により、解体工事を含む場合は「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）による。		
2. 特記仕様の適用		
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。		
(3) 各項目に記載の〔 〕内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 各項目に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。 (6) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。		
3. CADデータ ○有 ・無 貸与するCADデータを当該工事における施工図及び完成図書を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図書、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査までに返却すること。		
章	項目	特記事項
① 各章共通事項「1章」	① 適用基準等	(1節 一般事項) ○建築工事標準詳細図（国土交通大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版） ・学校標準詳細図
	② 工事実績情報7ヶシスの登録（コリンス）[1.1.4]	※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録し、下記の区分で10日（土日祝日を除く）以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時
	③ 工事の一時中止に係る事項 [1.1.9]	※工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	④ 監督基準	※別紙「建築改修工事監督基準」による ・標準仕様書による。
	⑤ 工事の記録 [1.2.4]	(2節 工事関係図書) ※福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。
	6. 電気保安技術者 [1.3.3]	(3節 工事現場管理) ・適用する ・適用しない
	7. 施工条件 [1.3.5]	・その他の施工条件（ ）
	⑧ 事故報告 [1.3.10]	災害及び事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」に基づき報告すること。
	⑨ 発生材の処理等 [1.3.12]	・引き渡しを要するもの（ ） ・中間再生処理（ ） ・特別管理産業廃棄物（有 ・無 ） ・再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・75mmコンクリート塊 ・木材 ※コンクリート塊（鉄筋コンクリート塊を含む）、75mmコンクリート塊については、認定再利用施設（中間処理施設）への搬入とすること。
	⑩ 環境への配慮 [1.4.1]	(4節 材料) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定すること。 指定品目、判断基準は「福岡市グリーン購入ガイドライン」によること。
⑪ 材料 [1.4.2]	本工事に使用する材料は、設計図書に定めるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督員の承諾を受ける。 なお、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」により省略することができる。 ※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。	
⑫ 化学物質を発生する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、繊維材、断熱材はホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ない規格品とする。 3) 接着剤はホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）の含有量が少ない規格品とする。壁紙用及び木工用接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 4) 塗料はホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン等の含有量が少ない規格品とする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。	

⑬ 特別な材料の工法	※規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ・第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③JISのEe規格品 ④JASのF00規格品	改修仕様及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (6節 施工) ・適用する(工種については現場説明書を参照) ・適用しない ・受注者は監督員の指示に従い工事完了時に室内空気中の化学物質の濃度を測定すること。 (測定物質) ①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④エチルベンゼン ⑤スチレン (測定箇所) ※測定室は監督員の指示による。 箇所数(箇所) (8節 完成図等) ○提出する(※完成図書等作成要領(福岡市財政局)による) ・提出しない	
	14. 技能士 [1.6.2]	14. 技能士 [1.6.2]	
	15. 化学物質の室内空気濃度測定 [1.6.9]	15. 化学物質の室内空気濃度測定 [1.6.9]	
	⑭ 完成時の提出図書 [1.8.1~3]	⑭ CALS/EC 電子納品	
	⑮ 設計GL	○設計額2,000万円以上の工事は対象 ・設計額250~2,000万円で市が指定する工事は対象。 ・指定する ・指定しない ※福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）による。	
	⑯ 施工図等の取り扱い	※図示 ・設計GL=現状GL 施工図等の著作権に係わる、当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 福岡市福祉のまちづくり条例の適用により、下記のいずれかを取り付けること。 ・整備基準適合証（基本タイプ） ・整備基準適合証（優良タイプ） （200×200） （200×200）	
	20. 福祉環境整備	20. 福祉環境整備	
	② 仮設工事「2章」	(1節 共通事項) ・防音パネル (設置範囲) ・防音シート (設置範囲) ・防音シート（採光用） (設置範囲) (2節 足場等) 仮囲い ・設ける(種類) ◎設けない 内部足場 種別 ※脚立、足場板等 外部足場 種別 ・枠組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管本足場 ・() 範囲 ・図面図示による ・() 防護シートによる養生 ※行う ・行わない ※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は常時、全ての作業床について手すり、中さ及び幅木の機能を有するものとし、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・A種 ・B種 ・C種 ◎D種 ・E種 (3節 養生) 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・() 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・() 備品等の移動 ◎行わない ※行う(図示)	① 騒音・粉じん等の対策 [2.1.3]
		② 足場その他[2.2.1]	1) 仮囲い 2) 足場
		3) 材料、撤去材等の運搬 [表2.2.1]	
③ 養生 [2.3.1]			
4. 仮設間仕切 [2.3.2] [表2.3.1]			
④ 監督員事務所 [2.4.1]			
6. 監督員事務所の備品等 [2.4.1]			
⑦ 工事用水			
⑧ 工事用電力			
9. 工事用地復旧			
⑩ 工事表示板等			

3 防水改修工事「3章」	1. 施工一般 [3.1.3]	(1節 共通事項) 降雨等に対する養生方法 ※3.1.3(5)による ・()
	1-2. 保守管理プレート	保守管理用プレート 壁プレート(300×250程度) ・設ける(箇所) ・設けない
	2. 既存下地の処理 [3.2.6]	(2節 既存防水層の処理) 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図面図示による ・() 設備機器架台、配管受台、バラベットの貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付部、 搭屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処置 ・図面図示による ※監督員と協議
	3. 種別及び工程 [3.3.3] [表3.3.1~1] [表3.3.3~10]	(3節 アスファルト防水) 防水改修工法の種別 施工箇所 新規防水層の種別 ・PIB ・PIBI ・TIBI ・P2AI ・P2A ・M4C ・M3D ・POD ・POD1 ・M3D1 ・M4D1 ・PIE ・P2E ・B-1 ・B-2 ・B-3 ・BI-1 ・BI-2 ・BI-3 ・AI-1 ・AI-2 ・AI-3 ・A-1 ・A-2 ・A-3 ・C-1 ・C-2 ・C-3 ・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4 ・DI-1 ・DI-2 ・E-1 ・E-2 (保護層は図示による)
	1) 材料 [3.3.2]	脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定とする。 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POD、PODI工法の場合) ・設ける ・設けない アスファルトルーフィング ・改質75mm厚シート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・() ・部分粘着層付改質75mm厚シート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・() 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による 断熱材(断熱工法の場合) 材質 ・保護断熱工法 ・押出法ポリウレタン断熱材3種(A(スチレン付き) ・露出断熱工法 ・硬質ウレタン断熱材2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタン保温板2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) 厚さ ・(mm) ・図面図示による 絶縁用シート ・保護断熱工法 ※K15E150mm 厚さ0.15mm以上 ・保護断熱断熱工法 ※K15E150mm 厚さ0.15mm以上 平場の保護コンクリート 厚さ ・80mm以上(てて仕上) ・60mm以上(床材等仕上げあり) 種類 ※普通コンクリート Fc-18N/mm2 SL15cm又は18cm 立上り部の保護 ・れんがの種類 ※JIS R1250のれんが ・乾式保護材の材料 ※材料製造所の仕様 ・図面図示による ・保護コンクリート工法() 既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材の施工 ・ルーフトレイン回りの張りじまい位置 ・() ・立上り部周辺の張りじまい位置 ・() 屋上排水溝の適用 ※図面図示による ・() 保証期間()年間
	2) 施工 [3.3.4]	(4節 改質アスファルトシート防水) 種類 施工箇所 新規防水層の種別 ・M4S工法 ・M3AS工法 ・POAS工法 ・M3AS1工法 ・M4AS1工法 ・POAS1工法 ・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3 ・AS1-T1 ・AS1-J1
	3) 保証期間	防湿用シートの設置 (AS1-T1、AS1-J1工法の場合) ・設置する ・設置しない 脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POAS、POAS1工法の場合) ・設ける ・設けない 改質75mm厚シート ・改質75mm厚シート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() ・粘着層付改質75mm厚シート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() ・部分粘着層付改質75mm厚シート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() 断熱材 (AS1-T1、AS1-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタン断熱材2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタン保温板2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) 厚さ ・(mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による
	4. 種別及び工程 [3.4.3] [表3.4.1~3] [表3.1.1]	
	1) 材料 [3.4.2]	
	2) 施工 [3.4.4]	
3) 保証期間		

令和5年度以降の改定
R5. 4. 1 公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）、公共建築工事標準仕様書（令和4年版）による内容改定



【 注 意 事 項 】
※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。
※A1サイズの場合、1/2とする。
※A2サイズの場合、7/10とする。

工事名	博多南地域交流センター空調設備更新建築工事		
図面名	建築改修工事特記仕様書（1）	日付	令和 2 . 1 . 15
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課			No.
			1

3 防水改修工事 [3章] (続き)

5. 種別及び工程 [3.5.3] [表3.5.1~3] [表3.1.1]

(5節 合成高分子系ルーフィングシート防水)					
種 類	新規防水層の種別			仕上塗料	使用分類
	接着工法	機械的固定工法	保護密着		
・S3S工法 ・S3SI工法	・S-F1・S-F2 ・SI-F1・SI-F2			・カラー ・シルバー	※非歩行 ・軽歩行
・M4S工法 ・M4SI工法		・S-M1・S-M2 ・S-M3・SI-M1 ・SI-M2			
・POS工法 ・POS1工法 ・S4S工法 ・S4SI工法	・S-F1・S-F2 ・SI-F1・SI-F2	・S-M1・S-M2 ・S-M3・SI-M1 ・SI-M2			
・PIS工法				・S-C1	

脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による
仕上塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による
改修用ドレン (POS、POS1工法の場合) ・設ける ・設けない
立上り面のシート厚さ (S-M2、SI-M2工法の場合) ※1.5mm ・(mm)
防湿用フィルムの設置 (SI-M1、SI-M2工法の場合)
・設置する ・設置しない

1) 材料 [3.6.2]

ルーフィングシート (JIS A6008)
種類・厚さ ※表3.5.1から表3.5.3による ・()
絶縁用シート ※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質・形状・寸法 ※図面図示による ・3.5.2(3)(イ)による
断熱材 (断熱工法の場合)
材質 ・機械的固定 ・硬質ウレタン断熱材2種 (・1号・2号) (透湿係数を除く)
・A種硬質ウレタン保温板2種 (・1号・2号) (透湿係数を除く)
・硬質ウレタン断熱材2種 (・1号・2号) (透湿係数を除く)
・A種硬質ウレタン保温板2種 (・1号・2号) (透湿係数を除く)
・ポリアリレン断熱材 (密度及び熱伝導率の規格適合品)
・A種ポリイソシアネート保温材 (密度及び熱伝導率の規格適合品)
厚さ (mm) ※図面図示による
立上り部防水層撤去 (POS、POS1工法の場合)
・撤去する (補修・処置 ※3.2.6(4)(f)による)
・撤去しない (補修・処置 ※3.2.6(4)(g)による)
接着工法の目地処理 (プレキャストコンクリート下地の場合) ・図面図示による
プレキャストコンクリート下地入隅部の増し張り (S-F1、SI-F1工法の場合) ・図面図示による
モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ・(mm)
立上り部の保護モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ※7mm ・(mm)

3) 保証期間 () 年間

6. 種別及び工程 [3.6.3-4] [表3.6.1-2] [表3.1.1]

(6節 塗膜防水)			
種 類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上塗料
・POX工法		・X-1	・シルバー
・L4X工法		・X-2	・カラー
・PIY工法			
・P2Y工法		・Y-2	

(注) X-1の立ち上がり部は全てX-2工法とする。

脱気装置の種類・設置数量 (X-1工法の場合) ※材料製造所の指定による
仕上塗料の種類・使用量 (X-1、X-2工法の場合) ※材料製造所の仕様による
既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装 (L4X工法の場合)
・除去する ・除去しない

保護層 (Y-2工法の場合) ・設ける ・設けない
改修用ドレン (POX工法の場合) ・設ける ・設けない
保証期間 () 年間

1) 保証期間 () 年間

7. シーリング改修工法の種類 [3.1.4] [表3.1.2]

種類 ※表3.7.1による ・図面図示による
施工箇所 ※図面図示による

9. 目地寸法 [3.7.3]

・図面図示による ・3.7.3(1)による ・(mm)

10. シーリング材の試験 [3.7.8]

接着性試験
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 (JIS A1439)

11. 材料・工法 [3.8.2-3] [表3.8.4] (13.5.3)(4)

(8節 とい)

材料 ・配管用鋼管
※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・素地)
・硬質塩化ビニル雨どい ・()
防露材の熱伝導率・放散量は、F☆☆☆☆とする
受金物 材質 ※ステンレス ・溶融亜鉛めっき鋼板製
取付間隔 ※表3.8.2による ・()
たてどい受金物の取付工法 ・図示 ※標仕13.5.3(4)による
鋼管製といの防露巻工法 ・有り (表3.8.4による) ・無し
挿入口 ・設ける ・設けない
ルーフトレンの取付け ・図示 ※3.8.3(6)による
既存のといその他の撤去・降雨等に対する養生方法 ・()

12. 材料・工法 [3.9.2-3] [表3.9.1]

(9節 アルミニウム製笠木)

種 類	呼称肉厚 (mm)	表面処理	固定間隔	備 考
・250形	1.6以上	・AB-1種 ・BB-1種	固定方法及び 間隔は品質計 画で定める	隅角部及び突当たり部 等の役物は本体製造所 の仕様による。
・300形	1.8以上			
・350形	2.0以上			
・100形				

板材折曲げ形 笠木本体幅 ・図面図示 ・()
板厚 ・図面図示 ※2.0mm ・()
板材折曲げ形の取付工法 ・図面図示 ・()
風圧力・積雪荷重に対応した工法
・固定金具の間隔 ・() ・図面図示による
・固定方式等 ・() ・図面図示による

既存笠木の撤去、新規アルミニウム製笠木の地下補修工法
・図面図示による ・()

(1節 共通事項)

建具の種類	工 法	備 考
・アルミニウム製建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	
・鋼製建具	・外部 ・かぶせ工法 ・撤去工法 ・内部 ・かぶせ工法 ・撤去工法	
・鋼製軽量建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	
・ステンレス製建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	

新規建具を設ける壁の開口方法、周囲の補修方法・範囲 ※図面図示による
防火戸の指定、「防犯建物部品」の適用 ※図面図示による
建具見本の製作 ・行う ・行わない
特殊建具の仮組 ・行う ・行わない

(2節 アルミニウム製建具)

外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法 (mm)
・A種	S-4	A-3	W-4	※70 ・100
・B種	S-5			
・C種	S-6	A-4	W-5	※100 ・()

防音ドアセット、防音サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する (面内変形追従性等級) ・適用しない

網戸
※合成樹脂製 (線径0.25mm以上、網目16~18mm)
・ガラス繊維入り合成樹脂製 (線径・網目)
・ステンレス製 (SUS316) (線径・網目)

表面処理 外部 ・BB-1種 ・()
内部 ・AC-1種 ・()

色調 ※図面図示による
結露水処理 ※図面図示による
水切り板、ぜん板等 ※図面図示による
※内はずし、外はずし ・図示
学校施設については、内はずしを標準とする。

(3節 樹脂製建具)

外部に面する建具の種別 ・A種 ・B種 ・C種
外部に面する建具の遮音等級 ・T-A種 ・T-B種
外部に面する建具の断熱等級 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種

ガラス ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス ・図面図示
網戸 ※合成樹脂製 (線径0.25mm以上、網目16~18mm)
・ガラス繊維入り合成樹脂製 (線径・網目)
・ステンレス製 (SUS316) (線径・網目)

建具枠の見込み寸法 ※図面図示による ・()
表面色 ※図面図示による ・標準色 (白色) ・特別色
水切り板、ぜん板等 ※図面図示による

(4節 鋼製建具)

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6
簡易気密型ドアセット ※適用する (A-3、W-1) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する (面内変形追従性等級) ・適用しない

鋼板類の厚さ ※表5.4.2による ・図面図示による
(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm
又は有効高さが2,400mmを超える場合は表5.4.2は適用しない。

(5節 鋼製軽量建具)

簡易気密型ドアセット ※適用する (等級 : A-3) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する (面内変形追従性等級) ・適用しない

鋼板		めっき付着量
・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G3302)		※Z06又はF06 ・()
・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G3313)		※E24 ・()
・ビニル被覆鋼板 (JIS K6744) ・SG ・SE		※Z06又はF06 ・E24
・カラー鋼板 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板		※Z06又はF06 ・()
・電気亜鉛めっき鋼板		※E24 ・()

・召合せ、縦小口包み板等の材質
※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出成形材

鋼板類の厚さ ※表5.5.1による ・図面図示による
(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm
又は有効高さが2,400mmを超える場合は表5.5.1は適用しない。

15. 形状及び仕上げ [5.5.4]

16. 性能及び構造 [5.6.2]

17. 材料 [5.6.3]

18. 形状及び仕上げ [5.6.4]

19. 工法 [5.6.5]

20. 図面寸法

21. 材料 (16.7.2) (表16.7.1~3)

(6節 ステンレス製建具)

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6
簡易気密型ドアセット ※適用する (A-3、W-1) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する (等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する (面内変形追従性等級) ・適用しない

材質 屋外 ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・()
屋内 ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・()

表面仕上げ ※H L ・()

曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

(木製建具 [標準仕様書])
設計図記入の部材寸法は仕上り寸法とし、内法寸法は現場採寸の上、製作すること。
建具材の加工、組立時の含水率 ・A種 ※B種 ・C種

合板類
ホルムアルデヒドの放散量等は、「F☆☆☆☆」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用 (普通合板及び天然木化粧合板に限る)」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 (天然木化粧合板に限る)」並びに「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (特殊加工化粧合板に限る)」とする。

接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする
・かまち戸及び鏡板の樹種 ※図面図示による
・ふすまの種別・上張り種類 ※図面図示による
・枠及びつずりの材料 ※図面図示による

フラッシュ戸の表面板の厚さ ※表16.7.6による ・()
かまち戸の見込み寸法 ※36mm ・(mm)
ふすまの見込み寸法 ※19.5mm ・(mm)
戸ぶすまの見込み寸法 ※30mm ・(mm)
紙張り障子の見込み寸法 ※30mm ・(mm)
ふすま線の仕上げ ・塗り縁 (カシュー塗料) ・生地縁

(7節 建具用金物)

金物の種類及び見え掛り部の材質 ※図面図示する ・表5.7.1
樹脂製建具金物に使用する丁番 ※表5.7.3による

23. 材質、形状及び寸法 [5.7.2]

24. 取付け施工 [5.7.3]

25. 鍵 [5.7.4]

・マスターキー ※製作する ・製作しない ・既存に合わせる
・鍵の本数 ※1本1組 ・()
・鍵箱 (既製品) ・用意する ・用意しない

(8節 自動ドア開閉装置)

駆動装置の性能値
※表5.8.1による ・図面図示による ・多機能トイレ (※表5.8.2による)
検出装置の性能値
※表5.8.3による ・図面図示による
戸の開閉方法 ※図面図示による ・()
検出装置の種類
・光線 (反射) ・熱線 ・音波 ・光電
・電波 ・タッチ ・押しボタン ・多機能トイレ
寒冷地凍結防止措置 ・行う ・行わない

(9節 自閉式上吊り引戸装置)
※表5.9.1による ・図面図示による

(10節 重量シャッター)

種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター
外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分
・() ・50 ・80 ・120
開閉形式 ※上部電動式 (手動併用) ・上級手動式
電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による
シャッター開閉 ・設ける ・設けない
材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板 Z12又はF12
・()

(11節 軽量シャッター)

外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分
・() ・50 ・65 ・80
開閉形式 ・上部電動式 (手動併用) ※手動式
電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による
材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 Z06又はF06
・塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 AZ90
スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

(12節 オーバーヘッドドア)

セクション材料 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ
・ファイバーグラスタイプ
耐風圧性能による区分 ・() ・50 ・75 ・100 ・125
開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式
収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形
・バーチカル形

ガイドレール材料 ・溶融亜鉛めっき鋼板 Z27 ・ステンレス鋼板

35. 材料 [5.12.3]

36. 材料 [5.13.2]

37. ガラス溝の寸法、形状等 [5.13.3]

38. ガラスブロック積み [5.13.5]

39. ガラス用フィルム

(13節 ガラス)

板ガラス 材質はJIS規格品とし、厚さ・種類等は図面図示による。
ガラス留め材 ・シーリング
・グレイジングガasket (グレイジングチャンネル形)
・グレイジングガasket (グレイジングビート形)

溝の大きさ ※建具製造所の仕様 ・()

ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ、壁用金属枠及び補強材、金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 ※図面図示による
化粧目地モルタル色 ・()
目地幅の寸法 ※5.13.5(2)(a)による ・()
伸縮調整目地の位置 ※5.13.5(2)(a)(b)による ・()
目地部の横力骨の納まり ※製造所の仕様による ・図面図示による

名 称	種 類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内張り・外張り	飛散防止率 D1

品質JIS A 5759による

⑤ 内装改修工事 [6章]

①改修範囲 [6.1.3]

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
・壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
・壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
・既存のまま
※図示の範囲

(2節 既存床の撤去及び下地補修)
ビニルシート等の除去 ※仕上げ材のみ (接着剤とも) ・図示の範囲
合成樹脂塗料の除去工法 ・機械的除去工法 ・目貫工法
改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・図示の範囲

(3節 既存壁の撤去及び下地補修)
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※図面図示による

(5節 木下地等)
・機械加工
仕上げ程度 ・A種 (適用箇所:)
・B種 (適用箇所:)
・C種 (適用箇所:)
・手加工
仕上げ程度 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種

⑤木材 [6.5.2] [表6.5.3]

1) 熱処理・放散量

「F☆☆☆☆」又は、塗装していないものは「非熱処理」系接着剤使用。塗装したものは「非熱処理」系接着剤及び「熱処理」を放散しない塗料使用。化粧加工したものは「非熱処理」系接着剤及び「熱処理」を放散しない材料使用のもの。

規格	種類	部材名称	等級	樹種・寸法形状
・JAS規格品	・下地用 針葉樹	—	※2級 ・()	※図示による
	・造作用 針葉樹	枠、額縁、敷居、かまちの類見え掛り面	※1級以上 ・()	※図示による
・JAS以外	・広葉樹	上記以外	※1級 ・()	※図示による
	・造作用材	—	※A種 ・B種	※図示による

2) 製材

規格	分類	部材名称	品質	化粧薄板の厚さ
・JAS規格品	・造作用 集成材	—	※1等 ・()	—
	・化粧ばり 造作用	・敷居、かまち、階段板の上面 ・柱	※1等 ・()	※1.5mm以上 ※0.8mm以上
	・化粧ばり 構造用	・その他	・()	※0.6mm以上
・JAS以外	含水率	※15%以下	・()	

3) 造作用集成材

※集成材の樹種、寸法、施工箇所は図示による。

規格	分類	部材名称	品質	化粧薄板の厚さ
・JAS規格品	・造作用 集成材	—	※1等 ・()	—
	・化粧ばり 造作用	・敷居、かまち、階段板の上面 ・柱	※1等 ・()	※1.5mm以上 ※0.8mm以上
	・化粧ばり 構造用	・その他	・()	※1.2mm以上
・JAS以外	含水率	※15%以下	・()	

4) 造作用単板積層材

厚さ ・(mm)
規格 ※JAS規格品 ・JAS規格品以外 (含水率14%以下)
表面化粧加工 ・有 (・天然木 ・塗装) ・無 (等級: 級)
防虫処理 ・有 ・無

5) 直交集成材

※直交集成材の品名、樹種、寸法、施工箇所は図示による。
曲げ強度 ・()
種別 ・()
接着性能 ・()

6) 合板等

※合板の単板の樹種、施工箇所は図示による。

Table with columns: 種別, 厚み, 接着剤の耐水性, 板面の品質 (樹種, 等級), 加工処理. Includes rows for 普通合板, 構造用合板, etc.

6. 接合具・木れんが [6. 5. 3-4] [表6. 5. 5~7]

造作化粧面材の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し

7. 防蟻・防蟻処理 [6. 5. 5] (1)

木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつJIS規格に適合する木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤とする。

8. 防虫処理 [6. 5. 5] (2)

施工箇所 ・図面図示による ・() 適用 ・有 ・無

9. 木材 [6. 5. 6~9] [表6. 5. 8-9]

Table with columns: 名称, 適用樹種. Includes rows for 間仕切軸組, 床組, etc.

10. 一般事項 [6. 6. 1]

(6節 軽量鉄骨天井下地) 特定天井、天井材の単位面積当たりの質量が20kg/m2を超える天井、水平でない天井及びシステム天井によるものは本節を適用しない。

11. 材料 [6. 6. 2]

野縁等の種類 屋内 ※19形 ・25形 屋外 ・19形 ※25形

12. 形式及び寸法 [6. 6. 3] [表6. 6. 2]

野縁受、吊りボルト及びビーンサートの間隔 屋内 ※900mm 周辺部は端から150mm以内 ・()

13. 工法 [6. 6. 4]

既存の埋込みインサート ・使用する(吊りボルト引抜き試験) ・(行う) ・(行わない) ・(使用しない)

14. 形式及び寸法 [6. 7. 3] [表6. 7. 1]

スタッド、ランナーの種類は図面による。特に図面に記入がない場合は表6. 7. 1による。

15. 工法 [6. 7. 4]

出入口等の開口部の補強 ・6. 7. 4(5)(7)~(9)による ・図面図示による

16. 材料 [6. 8. 2]

(8節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)

Table with columns: 種類, JISの記号, 色柄, 厚さ(mm). Includes rows for ビニル床シート, ビニル床タイル.

Table with columns: 種類, JISの記号, 色柄, 厚さ(mm). Includes rows for ビニル床タイル.

Table with columns: 種類, 性能, 厚さ. Includes rows for 帯電防止床シート, 帯電防止床タイル.

Table with columns: 種類, 厚さ, 高さ. Includes rows for ビニル床幅木, ゴム床タイル.

接着剤のM4777放散量はF☆☆☆☆ プロックパターンはJIS T9251による

17. 視覚障がい者用床タイル (誘導用及び注意喚起用床材) [6. 8. 2]

目地処理工法 ※熱溶接工法 ・()

18. 工法 [6. 8. 3]

モルタル塗り下地、セルフレベリング材下地、木造下地以外の下地の工法 ※図面図示による

19. 材料 [6. 9. 2] [表6. 9. 1]

Table with columns: 種類, 性能, 厚さ, 寸法. Includes rows for カーペット敷き, タフテッドカーペット, ニードルパンチカーペット, タイルカーペット, 下敷き材, 見切り・押え金物.

20. 工法 [6. 9. 3] [表6. 9. 2]

Table with columns: カベットの種類, 工法の種類, 備考. Includes rows for 織じゅうたん, タフテッドカーペット, ニードルパンチカーペット, タイルカーペット.

21. 材料・工法 [6. 10. 2-3] [表6. 10. 4~8]

(10節 合成樹脂塗床) ・弾性ウレタン塗床 (F☆☆☆☆) 仕上げの種類 ※平滑仕上げ ・防汚仕上げ ・つや消し仕上げ

22. 材料・工法 [6. 11. 2~6] [表6. 11. 1~6]

(11節 フローリング張り)

M4777放散量は「F☆☆☆☆」、「非M4777」系接着剤使用、「非M4777」系接着剤及びM4777を放散しない塗料等使用とする。

Table with columns: 品名, 工法, 材料, 仕上げ. Includes rows for フローリングボード等, フローリングブロック等, フローリング.

23. 材料 [6. 12. 2]

(12節 畳敷き) 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種

24. セッコウボードその他ボードの材料・工法 [6. 13. 2-3] [表6. 13. 1・2-4]

(13節 セッコウボードその他ボード及び合板張り) セッコウボードその他ボード ※厚さは、図面図示による。

Table with columns: 種類・材質, 種別, 張り方(目地処理の種類), JIS規格. Includes rows for GB-R, GB-S, GB-F, GB-NC, etc.

25. 合板類の材料・工法 [6. 13. 2-3] [表6. 13. 3]

Table with columns: 種類, 樹種等, 接着程度, 厚さ(mm), 張付け工法. Includes rows for 難燃合板, 天然木化粧合板, etc.

26. 材料 [6. 14. 2]

(14節 壁紙張り) 壁紙及び壁紙施工用でん粉系接着剤のM4777放散量 F☆☆☆☆

27. 施工 [6. 14. 3]

下地調整 モルタル、プラスター面 ※表7. 2. 4 (・RA種 ※RB種 ・RC種) コンクリート面 ※表7. 2. 5 (・RA種 ※RB種 ・RC種) セッコウボード面 ※表7. 2. 7 (・RA種 ※RB種 ・RC種)

28. 材料 [6. 15. 3]

(15節 モルタル塗り) 既製目地材 ※使用しない ・使用する(形状は図面図示による)

29. 工法 [6. 15. 6]

床の目地 ・設置する 種類 ※押し目地 ・() ・設置しない

30. 伸縮調整目地 [6. 16. 2]

目地の位置 ※床タイルは縦・横とも4m以内 ・()

31. セメントモルタルによるタイル張り [6. 16. 3] [表6. 16. 4]

形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所 ※図面図示による

Table with columns: タイルの種類, タイルの大きさ, 工法, 張付けモルタル (塗厚(mm), 備考). Includes rows for 内装タイル, 外装タイル, エントタイル.

32. 有機系接着剤によるタイル張り [6. 16. 4] [表6. 16. 5-6]

形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所 ※図面図示による。

Table with columns: タイルの種類, タイルの大きさ, 工法, 裏あし高さ (裏面反り), 張付け材料 (規格番号, 使用量(kg/m2), 備考). Includes rows for 内装タイル, 外装タイル, 内装タイル以外のエントタイル.

33. 材料・塗厚 [6. 17. 2-3]

(17節 セルフレベリング材塗り) 種類 塗厚(mm)

SEED Architects logo and address: 福岡県知事登録第1-10692号

Table with columns: 工事名, 図面名, 日付, No. Includes project name and date.

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Description, and Reference. Includes items like 浴室天井材, トイレブース, 階段滑り止め, etc.

6 塗装改修工事〔7章〕

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Description, and Reference. Includes items like 1.材料, 2.下地調整の工程, 3.素地ごしらえの工程, etc.

7 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事〔8章〕

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Description, and Reference. Includes items like 1.コンクリートの種類, 2.コンクリートの品質, 3.鉄骨製作工場, etc.

11.鋼材

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Description, and Reference. Includes items like 鋼材の材質, 形状及び寸法, 12.高力ボルト, etc.

28. すべり試験 [8.14.2]	(14節 高力ボルト接合) ・実施する ・実施しない 試験の方法 () 試験片の摩擦面の状態 ()												
29. 締付け [8.14.7]	ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・実験により一次締めを含めて施工条件を決定することとする。												
30. 技能資格者 [8.15.3]	(15節 溶接接合) 技量付加試験 ・行う ※行わない												
31. 材料準備 [8.15.4]	開先の形状 ※図面図示による ()												
32. 溶接施工 [8.15.7]	エンドタブの切除 ・有り(適用箇所) ・無し スカーラップの形状 ・図面図示による ()												
33. 溶接部の試験 [8.15.12]	<table border="1"> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>※外観試験</td> <td>溶接部</td> <td></td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>※超音波探傷試験</td> <td>完全溶込み溶接部</td> <td>検査水準 ※第6水準 AOQL ※4.0% ・2.5%</td> <td>※8.15.12 (4)による ・図示</td> </tr> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法	※外観試験	溶接部		・図示	※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 AOQL ※4.0% ・2.5%	※8.15.12 (4)による ・図示
試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法										
※外観試験	溶接部		・図示										
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 AOQL ※4.0% ・2.5%	※8.15.12 (4)による ・図示										
34. 塗装範囲 [8.17.2]	(17節 鉄骨の錆止め塗装) 耐火被覆材の接着面の塗装範囲 () 接着面以外の塗装範囲 ()												
35. 塗装種別 [8.17.4]	SRC造の溶接された鋼製スリーブの内面 ※表7.3.1 鉄鋼面錆止め塗料の種別 A種 () 耐火被覆材の接着面 ・塗装する ・塗装しない ()												
36. 耐火被覆材の種別及び性能等 [8.18.4-5]	(18節 耐火被覆) ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 ※所要性能は図面図示による ()												
37. 溶融垂れめつき高力ボルト接合 [8.20.5]	(20節 溶融垂れめつき工法) 溶融垂れめつき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理 ・ブラスト処理 ・りん酸塩処理												
38. 既存部分の撤去 [8.21.2]	(21節 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事) ・既存仕上げの撤去範囲 ※図面図示による () ・支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図面図示による () ・既存構造体の撤去範囲 ※図面図示による () ・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図面図示による ()												
39. 既存部分の処理 [8.21.3]	目荒らしの程度 ・既存柱・梁 ・電動ピック等を用いて、平均深さ2~5mm(最大5~7mm)程度の凹面を打継面の15~30%程度の面積となるように全体にわたる () ・既存壁 ・電動ピック等を用いて、平均深さ2~5mm(最大5~7mm)程度の凹面を打継面の10~15%程度を目安として全体にわたる ()												
40. 鉄筋の加工及び組立 [8.21.6]	割裂補強筋の仕様 ・図面図示による ()												
41. コンクリートの打込み [8.21.8]	工法の種類 ・流込み工法 ・圧入工法												
42. 既存構造体との取合い [8.21.9]	既存構造体と増設壁との取合い部処理方法 ※8.21.9による												
43. 仕上げ [8.21.10]	増設壁工事後の仕上げ ※図面図示による												
44. 既存構造体との取合い [8.22.7]	(22節 鉄骨ブレースの設置工事) 割裂補強筋の仕様 ・図面図示による ()												
45. 仕上げ [8.22.9]	ブレース設置工事後の仕上げ ※図面図示による												
46. 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5]	(23節 柱補強工事) コンクリート及び構造体モルタルの打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法												
47. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6]	・柱頭及び柱間に隙間を設ける												
48. 仕上げ [8.23.7]	補強工事後の仕上げ ※図面図示による												
49. 施工 [8.24.6]	(24節 連続繊維補強工事) ひび割れ部の改修工法 ・樹脂注入工法 () 柱の隅角部の面取りの大きさ ・工法の評価内容により図面図示する 連続繊維補強材の強度試験 (試験数) ・引張強度試験 (JIS A1191) 試験片: A形 ・付着強度試験 (JIS A6909)												
50. 仕上げ [8.24.7]	補強工事後の仕上げ ※図面図示による												

51. 施工 [8.25.2]	(25節 耐震スリット新設工事) 耐震スリットの幅及び深さ ※図面図示による 充填材の挿入及び周囲補修 <table border="1"> <tr> <th>充填材</th> <th>使用箇所</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・耐火材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遮音材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シーリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・撤去部の補修は撤去材と同一材で補修する (28節 土工事及び地業工事) 既存杭の撤去範囲 ※図面図示による [8.28.2] 既存杭の撤去方法 ・引き抜き工法 ・直接引き抜き ・プレボリング ・パイプローケーシング ・ケーシングジャッキ ・ケーシングオーガー () ・引き抜いた杭の処理 () ・破砕工法 ・ドーナツオーガー ・ロックオーガー ・深礎 ・オールケーシング(ペント) () 既存杭の杭頭部処理 ・処理する (処理方法は図面図示による) ・処理しない 既存杭の補強方法 ※図面図示による 既存杭の健全性確認試験 ・実施する (方法:) ・実施しない	充填材	使用箇所	仕様	備考	・耐火材				・遮音材				・シーリング			
充填材	使用箇所	仕様	備考														
・耐火材																	
・遮音材																	
・シーリング																	
52. 既存杭の撤去等 [8.28.2]	種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 締固め ※300mm程度ごとに行う ・その他 ()																
53. 埋戻し及び盛土 [8.28.3]	※ 構外指定処分(「XIV.建設発生土 指定処分場」参照) ・構内処分																
54. 建設発生土の処理																	
55. 山留め工法	・地山自立掘削工法 ・法付けオープンカット工法 ・山留め壁オープンカット工法 (・自立掘削工法 ・切張り工法 ・仮設地盤アンカー工法)																
56. 山留め壁	工法 ・親杭横矢板工法 ・鋼矢板工法 ・鋼管矢板工法 ・Y形杭壁(SMW)工法 ・場所打ち鉄筋コンクリート地中壁工法 設置期間 () 日間																
57. 山留め壁の範囲	※土留め参考図のとおり ()																
58. 山留めの撤去	山留めの存置 ・する ・しない ※鋼矢板、親杭等を引き抜く場合は施工計画で地盤沈下対策を講ずること																
59. 砂利及び砂地業	材料 ※再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込砕石 厚さ ※図面図示による ・60mm (mm) 範囲 ※図面図示による ()																
60. 捨コンクリート地業	厚さ ※図面図示による ・50mm (mm) 範囲 ※図面図示による ()																

8 環境配慮改修工事〔9章〕

①除去工事共通事項	(1節 石綿含有建材の除去工事) 適用基準 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(福岡市財政局) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※図面図示による 石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書の写しを監督員に提出し、承諾を受ける。 調査範囲 ※図面図示による(施工範囲) () 石綿含有建材の除去にあたり、あらかじめ事前調査を行う。 調査結果は、監督員に提出すること。 分析による石綿含有調査 ・行う(下表による) ○行わない 「アスベスト分析マニュアル」(厚生労働省)による調査方法 <table border="1"> <tr> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td>・定性分析方法1 ・定性分析方法2 ・定性分析方法3</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>・定量分析方法1 ・定量分析方法2</td> <td>・()</td> </tr> </table> 石綿粉じん濃度測定 ※行う(測定箇所数()箇所) ○行わない	調査方法	1材料あたりの試料数	・定性分析方法1 ・定性分析方法2 ・定性分析方法3	※3	・定量分析方法1 ・定量分析方法2	・()
調査方法	1材料あたりの試料数						
・定性分析方法1 ・定性分析方法2 ・定性分析方法3	※3						
・定量分析方法1 ・定量分析方法2	・()						
②事前調査 [9.1.1]	測定は、「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。						
3. 石綿含有吹付材除去工事 [9.1.3]	除去工法 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」※9.1.3(2)(7)による 処分方法 ※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理(溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化						
4. 石綿含有保温材等の除去 [9.1.4]	除去工法 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」※原形のまま手ばらし ・9.1.3による(手ばらし以外の場合、石綿含有吹付材に準ずる) 処分方法 ※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理(溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化						
5. 石綿含有成形板等の除去 [9.1.5]	除去工法 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」※手ばらし 処分方法 ・せつこうボード ※管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・成形板等(せつこうボード'除く) ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理(溶融処理又は無害化処理)						

6. 石綿含有外壁仕上げの除去	除去工法 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 処分方法 ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分										
7. 材料 [9.3.2]	(2節 外断熱改修工事) 断熱材の種類 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> 外装材の種類 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>防火性能</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>	材料名	種類	厚さ(mm)	・	・	・		防火性能	・	
材料名	種類	厚さ(mm)									
・	・	・									
	防火性能										
・											
8. 既存外壁の措置 [9.3.3]	既存外壁の仕上材の撤去 ・有り ・なし 下地の清掃及び下地調整 ※断熱材製造所の指定する仕様										
9. 工法 [9.3.4]	通気層 ・有り(厚さ mm) ・なし 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督員の承諾を受ける 断熱材の施工 ※図面図示による () 外装材の施工 ※図面図示による () ※特記無き事項は、断熱材製造所の仕様による。 (3節 断熱・防露改修工事) 断熱材 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 厚さ() ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(ｽｯｼﾞなし) 厚さ() ・硬質ウレタンフォーム断熱材 厚さ() ・フェノールフォーム断熱材(F☆☆☆☆) 厚さ()										
10. 断熱材打込み工法 [9.3.2]	断熱材 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(JIS A9526) ※A種1 ・A種1H ・A種2 ・A種3 ・B種(70%使用) ※難燃性を有するものとする 吹付け厚さ ※図面図示による (mm)										
11. 断熱材現場発泡工法 [9.3.3]	断熱材 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(JIS A9526) ※A種1 ・A種1H ・A種2 ・A種3 ・B種(70%使用) ※難燃性を有するものとする 吹付け厚さ ※図面図示による (mm)										
12. 断熱材後張り工法 [9.3.4]	断熱材 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 厚さ() ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(ｽｯｼﾞなし) 厚さ() ・硬質ウレタンフォーム断熱材 厚さ() ・フェノールフォーム断熱材(F☆☆☆☆) 厚さ() ・上記断熱材にせつこうボード等を張り付けたパネル 厚さ() 接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする										
13. 材料 [9.4.2]	(4節 屋上緑化改修工事) システムの種類 ・管理型 ・省管理型 樹木、芝及び地被類 樹種・種類、寸法、株立数、数量 ※図面図示による。 刈込みもの ・適用する ※適用しない 見切り材(土留め材) ※図面図示による。 舗装材(床材) ※図面図示による。 () 排水孔 ※図面図示による。 () マルチング材 ※図面図示による。 () その他特記事項は図示										
14. 工法 [9.6.3]	工法 ※樹種等、植栽基盤に応じた工法 ・風圧力に対応した固定工法 支柱 ・抵抗板設置固定法 ・従来型(土層厚40cm以上) かん水装置 ・設置する(種類) () ・設置しない										
15. 新植芝及び地被類の枯補償 [9.6.4]	補償期間 引渡しの日から ※1年 (年間)										
16. PCB含有シーリング材処分	(1) 事前調査等 シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。 ・現場においてサンプルを採集 採取箇所 ※外壁目地 ・図示 () 採取箇所数 ※部材が異なる毎に1箇所 ・図示 () (2) 施工調査等 調査範囲 ※図示 () 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。 a シーリング使用部位の確認 b シーリングの長さの確認 c 施工範囲と工事管理区分の確認 d 廃棄物等の撤出方法 e 仮設計画										

<p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 ○工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 <p>2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について</p> <p>工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。</p> <p>ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 <p>5. 特例監理技術者の配置について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。 ○本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。 ※本工事の当初請負金額が3億円未満である場合 <p>Ⅳ. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)</p> <p>①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処置</p> <p>監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い</p> <p>書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース</p> <p>虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。</p> <p>ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの ③ その他上記に準ずる重要なもの <p>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合 <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事箇所にて地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。 特に、破損による影響が広範囲に及び重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。 2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。 3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。 <p>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事箇所にて近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。 なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。 2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・オールケーシング工事の場合 <p>1. 作業中止の判断基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。 2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。 3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。 4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。 <p>Ⅷ. 熱中症対策</p> <p>受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る） (2) ドライミスト (3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 <p>なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。</p>	<p>Ⅸ. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書</p> <p>1. 快適トイレの設置の試行</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。 (12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない旋錠機能（二重ロック等） (二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備（電源が無くても良いもの） (6) 衣類かけ等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上） (13) 振音装置 (14) 着替え台（フィッティングボード等） (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） <p>2. 設置に要する費用</p> <p>設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあつては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。</p> <p>X. 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p> <p>X I. 情報共有システム活用の試行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。 2 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。 3 活用にあつては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。 <p>X II. 週休2日工事</p> <p>1. 週休2日工事の対象工事について（適用事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。 <p>2. 発注方式について（適用事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者指定方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定して実施） ・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議して実施） <p>3. 費用補正について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発注者指定方式の場合、4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成している。 2) 受注者希望方式の場合、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、①、②又は③の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を増額変更する。 ①4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）：補正係数1.05 ②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）：補正係数1.03 ③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）：補正係数1.01 <p>4. その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。 	<p>X III. 建設発生土 指定処分場</p> <p>本工事の残土は、○○○○に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。</p> <p>(1) 受け入れ場所 住所：○○市○○区○○番地 施設名称：○○</p> <p>(2) 運搬距離 受入地までの運搬距離は、L=○○kmとする。</p> <p>なお、これにより難い場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p>
<p>一級建築士事務所 SEED Architects 福岡県知事登録 第1-10692号 建築士登録第237471号 種生明德</p>	<p>工事名 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事</p> <p>図面名 建築改修工事特記仕様書（6） 日付 令和 2 . 1 . 15</p> <p>福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課</p>	<p>No. 6</p>	

建築改修工事監督基準

主 旨 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

一般事項 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

監督業務 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目					
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理			
一般共通事項	現場管理	<input type="checkbox"/> 疑義	協議	コンクリート工事	準備	打設計画	承諾	木工事	準備	加工図	承諾			
		<input type="checkbox"/> 軽微な変更	指示			コンクリート工場	承諾			材料	<input type="checkbox"/> 木材	検査		
		<input type="checkbox"/> 別途工事	指示			コンクリート配合計画書	承諾		防腐・防蟻		承諾			
		<input type="checkbox"/> 発生材の処理	指示			鉄筋	承諾		防虫		承諾			
		<input type="checkbox"/> 災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議			型枠(せき板)	承諾		施工	<input type="checkbox"/> 加工・組立	承諾			
	<input type="checkbox"/> 実施工程表	承諾	混和材料		承諾	屋根及び とい工事 金属工事 左官工事	材料			屋根葺材	承諾			
	工程管理	<input type="checkbox"/> 施工計画書	承諾		鉄筋組立		検査		施工	葺方	承諾			
		<input type="checkbox"/> 施工図・現寸図・見本	承諾		ガス圧接		検査		とい	承諾				
		<input type="checkbox"/> 色・柄	指示		型枠建込組立		検査		材料	<input type="checkbox"/> 各材料	承諾			
		<input type="checkbox"/> 記録等	指示		打込み		報告			施工	<input type="checkbox"/> 工法	承諾		
		<input type="checkbox"/> 管理	協議		型枠取外し		承諾		材料	各材料	承諾			
		試験所	承諾		試験(材齢28日強度試験は公的機関)		指示		工法	承諾				
		電気保安技術者	承諾		圧接技能資格者		承諾		施工	外壁タイル下地確認	報告			
		技能士	承諾		仕上り及びかぶり厚さの確認		報告			養生	承諾			
	仮設工事	施工	縄張り		検査		製作工場		承諾	建築工事関係	工 事 項 目	建築	空調	衛生
ベンチマーク			検査	施工管理技術者	承諾		材料	建具	承諾					
遣方			承諾	溶接管理技術者	承諾		施工	建具金物	承諾					
土工	施工	危険物貯蔵所	承諾	溶接技能資格者	承諾		材料	建付調整	検査					
		根切り底	検査	工作図	承諾			施工	サッシ		承諾			
		地中障害物	協議	超音波探傷試験機関	承諾		材料		建具金物		承諾			
地業工事	準備	杭心(コラム心)	検査	鋼材等	承諾	施工	施工図	承諾						
		施工中の異状	協議	製作	承諾		建付調整	検査						
		工法	協議	溶接(試験成績表)	承諾	硝子	施工	硝子	承諾					
	既製コンクリート杭・鋼管杭	準備	溶接技術者等	承諾	製品受入		検査	塗装工事	材料		<input type="checkbox"/> 塗料	承諾		
			杭	検査	建方完了	検査	施工		<input type="checkbox"/> 工法		承諾			
			試験杭(試験掘削)	立会	高力ボルト接合	検査	材料		<input type="checkbox"/> 内装材		承諾			
	施工	支持地盤	検査	溶接接合	検査	施工			<input type="checkbox"/> 工法		承諾			
		建込み	立会	スタッド溶接	検査		材料		<input type="checkbox"/> 養生		承諾			
		完了	検査	コンクリートブロック	承諾	施工			性能		承諾			
	杭の精度	指示	ALCパネル	承諾	カイル工事		各材料		承諾					
	施工記録	報告	押出成形セメント板	承諾		施工	取付		承諾					
	場所打ちコンクリート杭	準備	施工管理技術者	承諾			製作		承諾	硝子	材料	<input type="checkbox"/> 硝子	承諾	
			材料	コンクリート		承諾	溶接		承諾		材料	<input type="checkbox"/> 硝子	承諾	
			鉄筋	承諾		製品受入	検査		施工			<input type="checkbox"/> 硝子	承諾	
	施工	試験掘削	立会	建方完了		検査	内装工事				材料	<input type="checkbox"/> 硝子	承諾	
鉄筋加工組立		検査	高力ボルト接合	検査		材料			<input type="checkbox"/> 硝子		承諾			
コンクリート打設		立会	溶接接合	検査					施工		<input type="checkbox"/> 硝子	承諾		
深さ・支持地盤	検査	スタッド溶接	検査	材料		性能					承諾			
施工記録	報告	コンクリートブロック積み	承諾			施工		各材料	承諾					
地盤改良	準備	溶出試験	指示	コンクリートブロック				承諾	カイル工事		取付	承諾		
		固化材・添加量	承諾	ALCパネル		承諾		材料			各材料	承諾		
		深さ・支持地盤	検査	押出成形セメント板		承諾					施工	取付	承諾	
施工記録	報告	コンクリートブロック積み	承諾	硝子		材料		<input type="checkbox"/> 硝子				承諾		

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。
注2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

共通事項

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工用)の補強筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修(仕上げは除く)		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上機器用コンクリート仕上	○					
設備配管用ボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付のための枠組みと補強	○					
同上六明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工用)と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙導製作取付、煙突接続(空隙耐火材詰め含む)(発電気用含む)		○	○	○		
A.L.C板穴名工事(設備工用)	○					
A.L.C板貫通部の補修(設備工用)	○					
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工用)	○					
盤類器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)	○					

建築工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ピット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取替可能型)(ダクト接続型)	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンバ及びダクト(消音、保温共)	○					
ルーフトレーン及び縦樋(GL-200造)	○					
縦樋以降配管(継ぎを含む)			○			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ポンプ廻り防油提案造	○					
二重スラブ内連通管及び通気管(湧水槽等)	○					
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート躯体)	○					
煙突内部排水配管(目皿含む)			○			
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)			○			
屋上集熱器設備工事				○		

電気工事

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強		○				
天井埋込器具取付箇所のボード切込				○		
同上に伴う下地補強	○					
壁埋込器具盤の仮枠又はボード切込				○		
同上に伴う補強	○					
自立盤、トランス、発電気等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上	○					
発電気減圧水槽及び冷却水槽への給水管				○		
別途工事盤類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○		○	○

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所用灯、鍵連動装置取付				○		
同上に伴う二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ピット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				○		

衛生工事関係

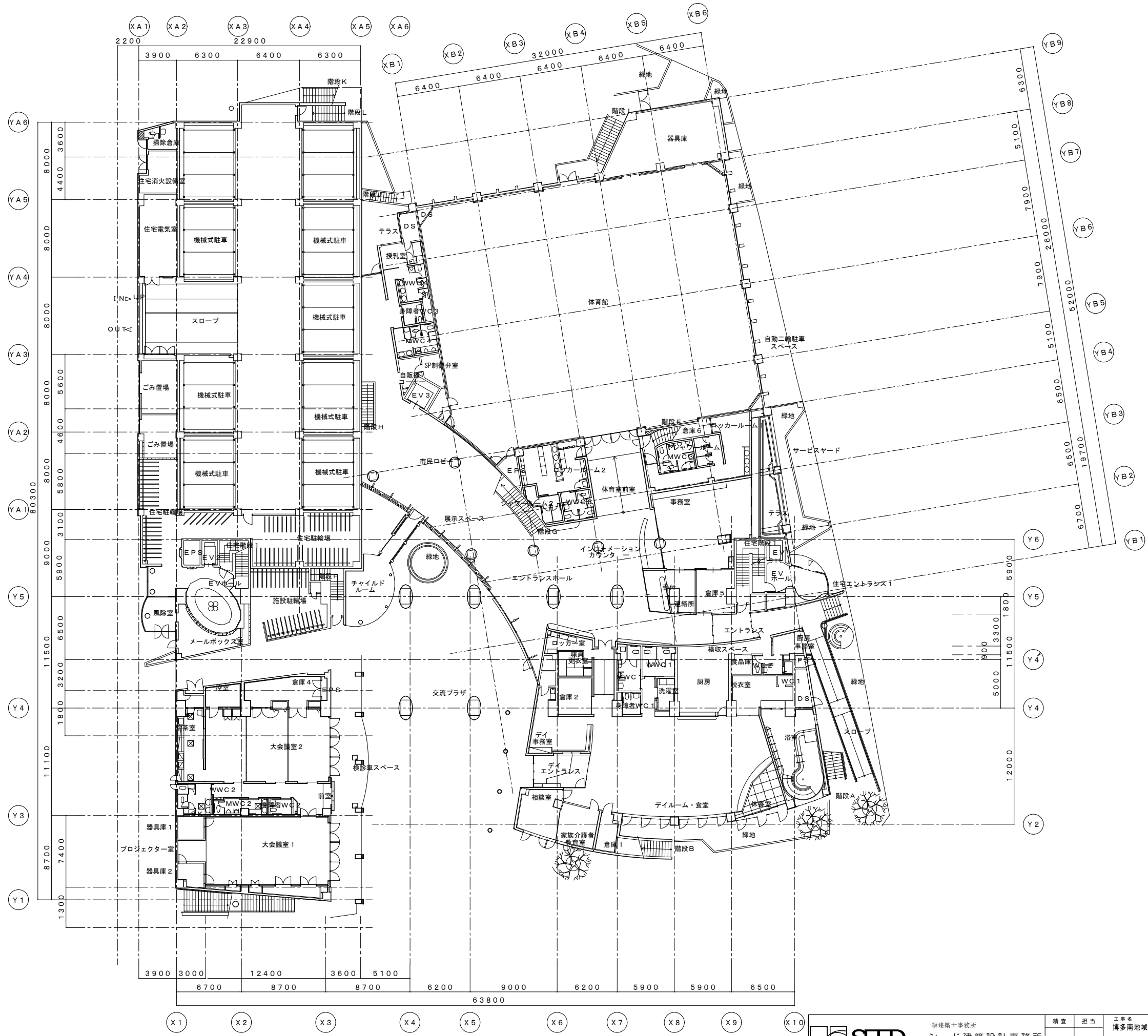
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便器用箱入れ位置(墨出し)				○		
消火栓ボックス用箱入れ(補修は除く)				○		
同上用補強工事	○					
高架水槽用架台				○		
高架水槽用基礎(仕上共)	○					
ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)	○					
同上流し排水管接続				○		
造り付け各種流し台(人研・コンクリート等)	○					
同上流し排水トラップ取付				○		
洗濯機用パン(排水トラップ共)				○		
グリーストラップ(既製品)				○		
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消化設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)				○		
同上制御盤迄の1次側配線、配管(電源供給)				○		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路				○		
化粧棚及び化粧鏡				○		
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路				○		
消火栓ボックスの起動押ボタン及び表示灯				○		
取付並びに配線、配管				○		
消火栓ボックスの取付				○		
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器(取付具)				○		
簡易水洗便器の止水栓(器具接続迄)				○		

昇降機工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室床軽量コンクリート上並びにスラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り(扉、三方枠)、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上工事	○					
乗場敷居持出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
レール取付用ブラケット、プレート共	○					

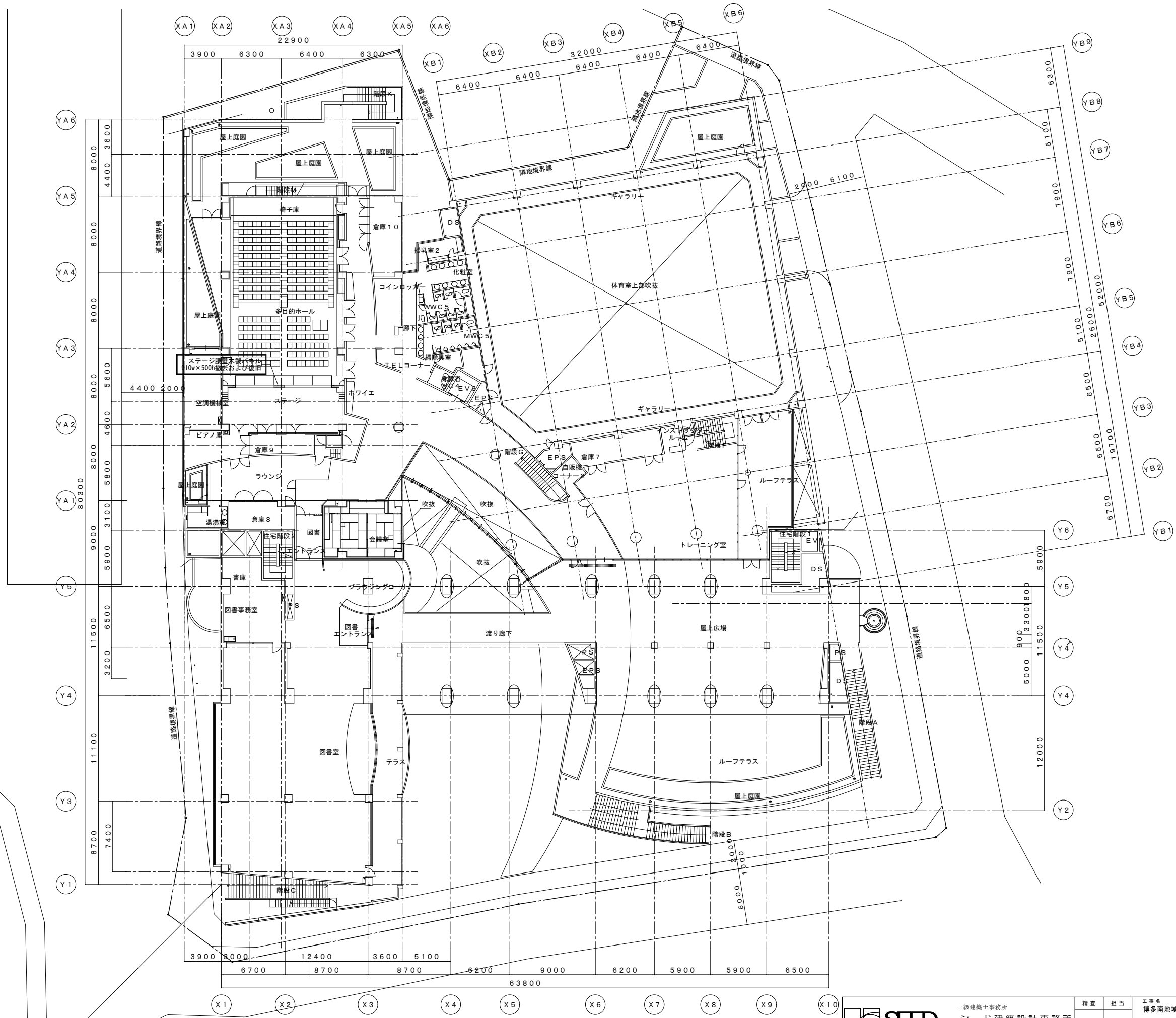
空調工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇(取付共)	○					
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	○					
壁付けレンジフード(取付共)	○					
膨張タンク基礎(仕上共)	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					



1階平面図 1/200

	一級建築士事務所 シード建築設計事務所 <small>福岡県知事登録 第1-10692号 国土登録第237471号 種生明徳</small>	精査 担当	工事名 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
	図面名 1階平面図	縮尺 A1-1/200 A3-1/400	
	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-12		



2階平面図 1/200

	一級建築士事務所 シード建築設計事務所 <small>福岡県知事登録 第1-10692号 国土交通省 第237471号 種生明徳</small>	精査 担当 工事名 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
	図面名 2階平面図	縮尺 A1-1/200 A3-1/400

番号	天井仕上
①	T-1
②	アルミパネル t2.0 F-BE
③	アルミ吸音パネル
④	RC化 AP 化粧目地
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	PB t12.5 EP
⑯	PB t12.5 クロス張り
⑰	化粧PB t9.5
⑱	不燃化粧PB (木目) t9.5
⑲	PB (押入れ用化粧) t9.5
㉑	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
㉒	岩綿吸音板 t9
㉓	バスリブ t9
㉔	グラスウール ガラスクロス押さえ
㉕	
㉖	ルーバー1
㉗	ルーバー2 (取外し済み)
㉘	光天井
㉙	木毛セメント板 t25
㉚	鉄部溶融亜鉛メッキの上FE
㉛	ケイカル板 t6 EP
㉜	繊維混入ケイカル板 t6 EP
㉝	
㉞	
㉟	EXP-Jカバー (アルミ)
㊱	集材材 CL
㊲	集材材 SUP
㊳	シナ合板 (有孔) SUP
㊴	鉄骨 FE
㊵	FR



AL: アルミ廻縁
V: 塩ビ廻縁
☒: 天井点検口450角

■ 天井撤去新設工事範囲
■ 一部仮撤去復旧工事範囲

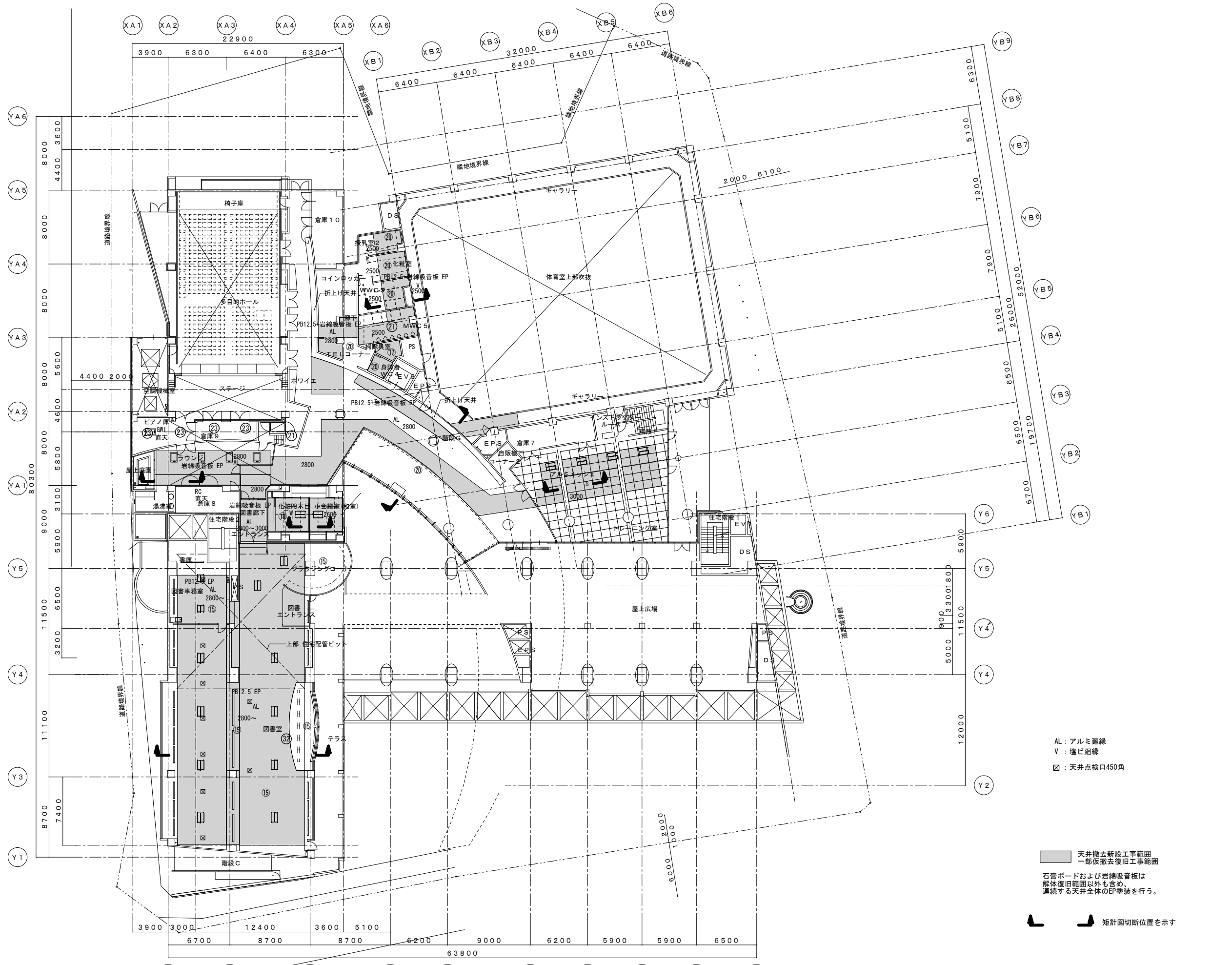
石膏ボードおよび岩綿吸音板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。

└┘ 短計図切断位置を示す

1階平面図 1/200

	一級建築士事務所 シード建築設計事務所 福岡県知事登録 第1-10692号 〒815-0822 福岡市東区東区2-3-7 1号 種生明徳	精査 担当 工事名 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事 図面名 1階天井伏図 縮尺 A1-1/200 A3-1/400 財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-15
	1階天井伏図	

番号	天井仕上
①	T-1
②	アルミパネル t2.0 F-BE
③	アルミ吸音パネル
④	RC化 AP 化粧目地
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	PB t12.5 EP
⑯	PB t12.5 クロス張り
⑰	化粧PB t9.5
⑱	不燃化粧PB (木目) t9.5
⑲	PB (押入れ用化粧) t9.5
㉑	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
㉒	岩綿吸音板 t9
㉓	バスリブ t9
㉔	グラスウール ガラスクロス押さえ
㉕	
㉖	ルーバー1
㉗	ルーバー2 (取外し済み)
㉘	光天井
㉙	木モセメント板 t25
㉚	鉄部溶融亜鉛メッキの上FE
㉛	ケイカル板 t6 EP
㉜	繊維混入ケイカル板 t6 EP
㉝	
㉞	EXP-Jカバー (アルミ)
㉟	集材材 CL
㊱	集材材 SUP
㊲	シナ合板 (有孔) SUP
㊳	鉄骨 FE
㊴	RC



AL : アルミ廻線
V : 塩ビ廻線
☒ : 天井点検口450角

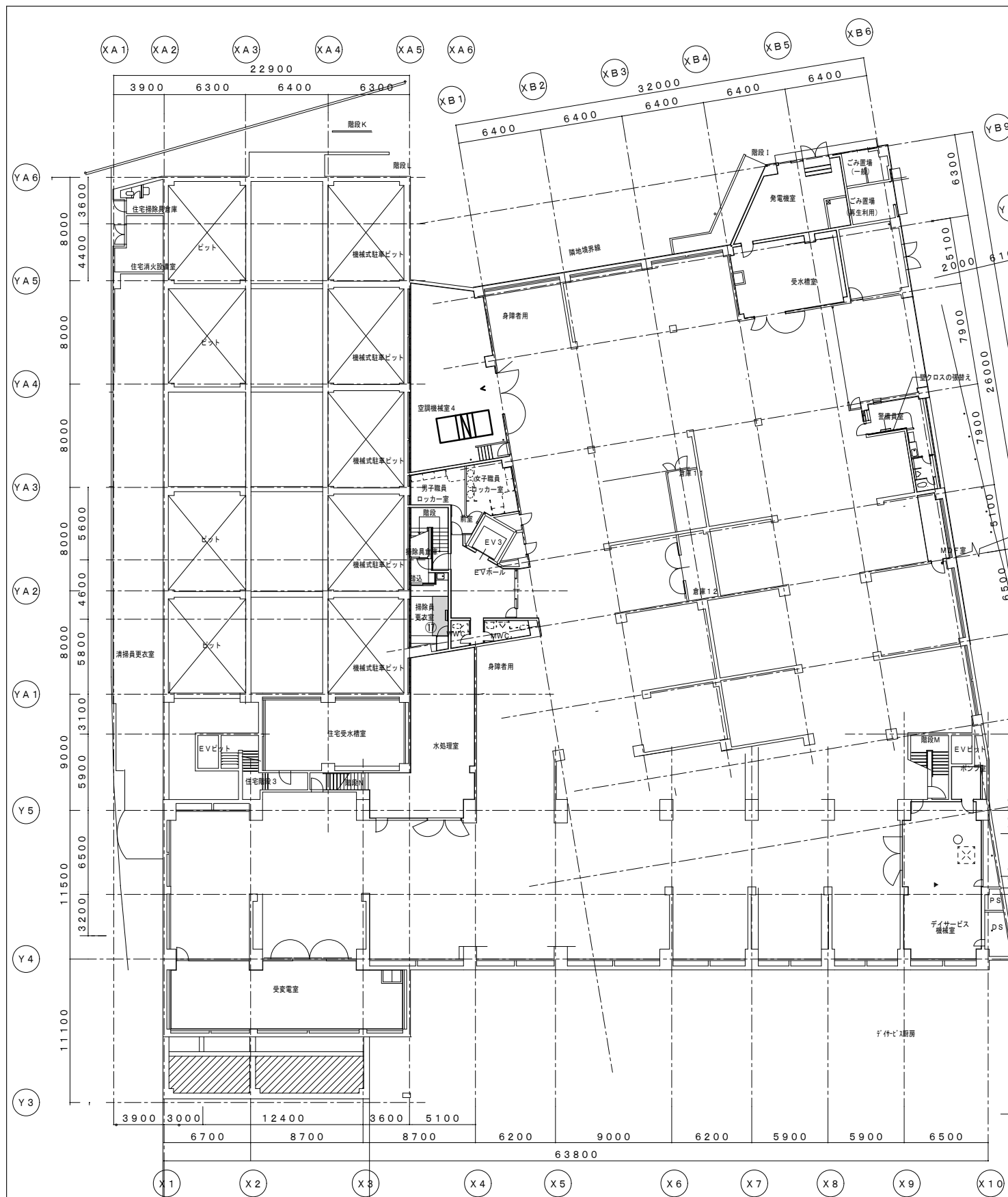
■ 天井撤去新設工事範囲
■ 一部撤去復旧工事範囲

石膏ボードおよび岩綿吸音板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体の印塗装を行う。

└┘ 矩計図切断位置を示す

2階平面図 1/200

	一級建築士事務所 シード建築設計事務所 福岡県知事登録 第1-10692号 国土建士登録第237471号 種生明徳	精査 担当	工事名 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
			図面名 2階天井伏図 縮尺 A1-1/200 A3-1/400
			財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-16



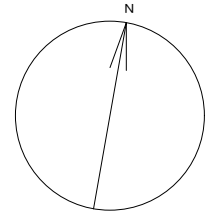
地下1階平面図 1/200

AL : アルミ廻縁
 V : 塩ビ廻縁
 □ : 天井点検口450角

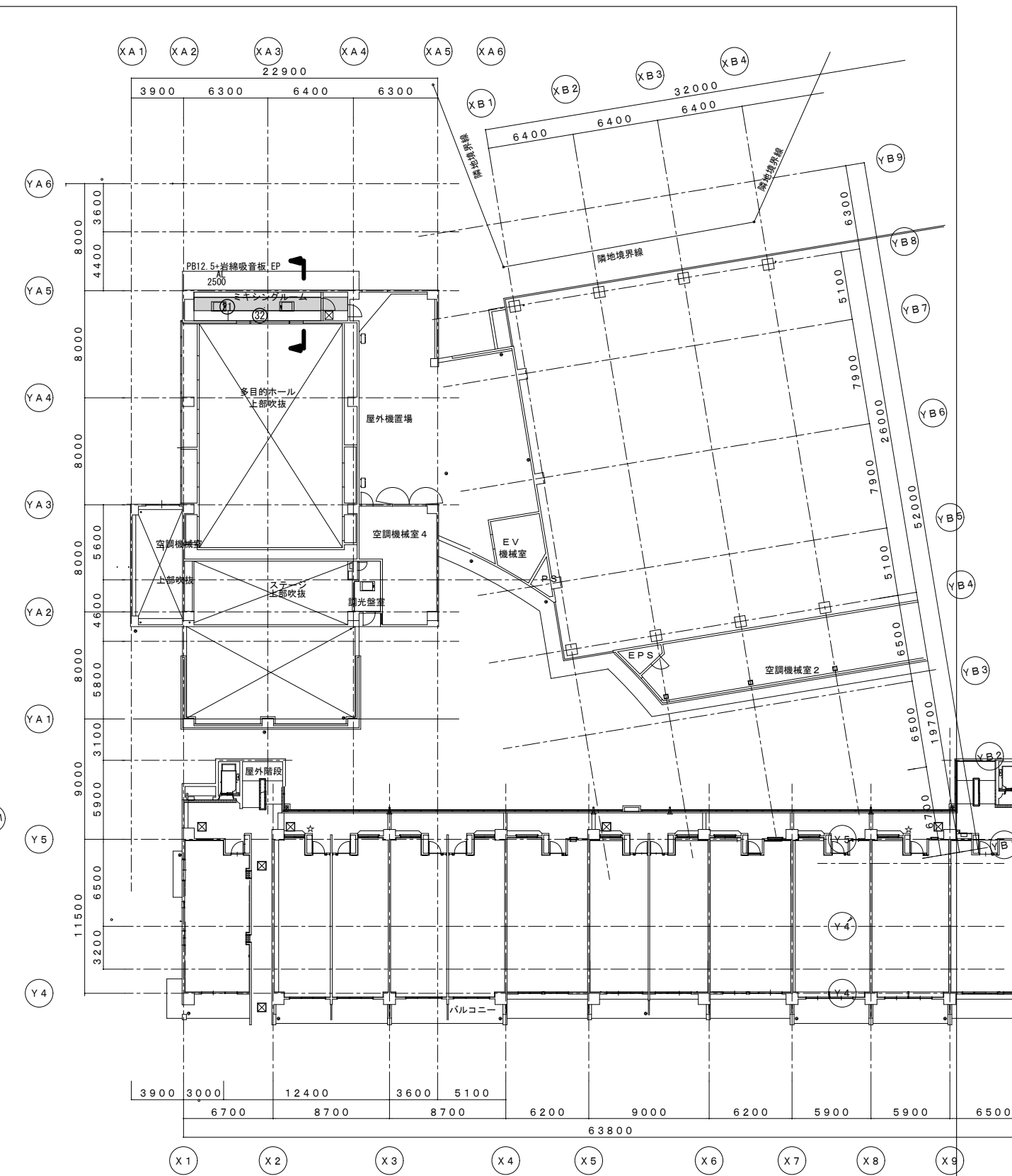
■ 天井撤去新設工事範囲
 ▨ 一部仮撤去復旧工事範囲

石膏ボードおよび岩綿吸音板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。

▲ 矩計図切断位置を示す



番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB(木目) t9.5
19	PB(押入れ用化粧) t9.5
20	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリフ t9
23	グラスウール ガラスクロス押さえ
24	ルーバー-1
25	ルーバー-2 (取外し済み)
26	光天井
27	木毛セメント板 t25
28	鉄部溶融亜鉛メッキの上FE
29	ケイカル板 t6 EP
30	繊維混入ケイカル板 t6 EP



3階平面図 1/200

SEED Architects

一級建築士事務所
 シード建築設計事務所
 福岡県知事登録 第1-10692号
 〒815-0822 福岡県糟屋郡志摩町3-7-1 種子生明徳

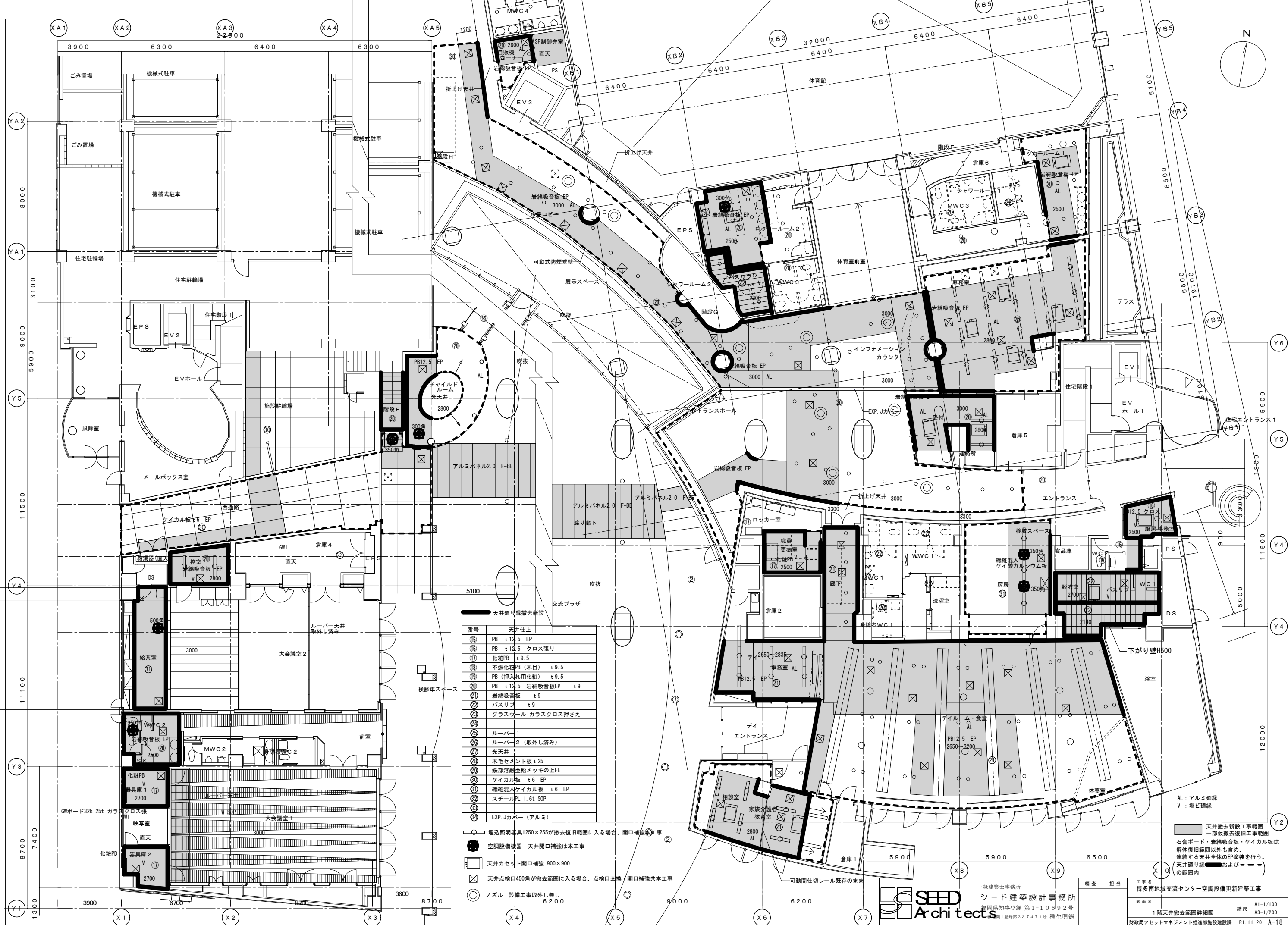
精査 担当

工事名
博多南地域交流センター空調設備更新建築工事

図面名
地下1階・3階天井伏図

縮尺
A1-1/200
A3-1/400

財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-17



番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB (木目) t9.5
19	PB (押し入れ化粧) t9.5
20	PB t12.5 岩綿吸音板 EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリフ t9
23	グラスウール ガラスクロス押さえ
24	ルーバー1
25	ルーバー2 (取外し済み)
26	光天井
27	木毛セメント板 t25
28	鉄部浴槽垂鉛メッキの上FE
29	ケイカル板 t6 EP
30	繊維混入ケイカル板 t6 EP
31	スチールPL 1.6t SOP
32	EXP. Jカバー (アルミ)

- 埋込照明器具1250×255が撤去復旧範囲に入る場合、開口補修工事
- 空調設備機器 天井開口補修は本工事
- 天井カセット開口補修 900×900
- ⊗ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換 開口補修共本工事
- ノズル 設備工事取外し無し 6200

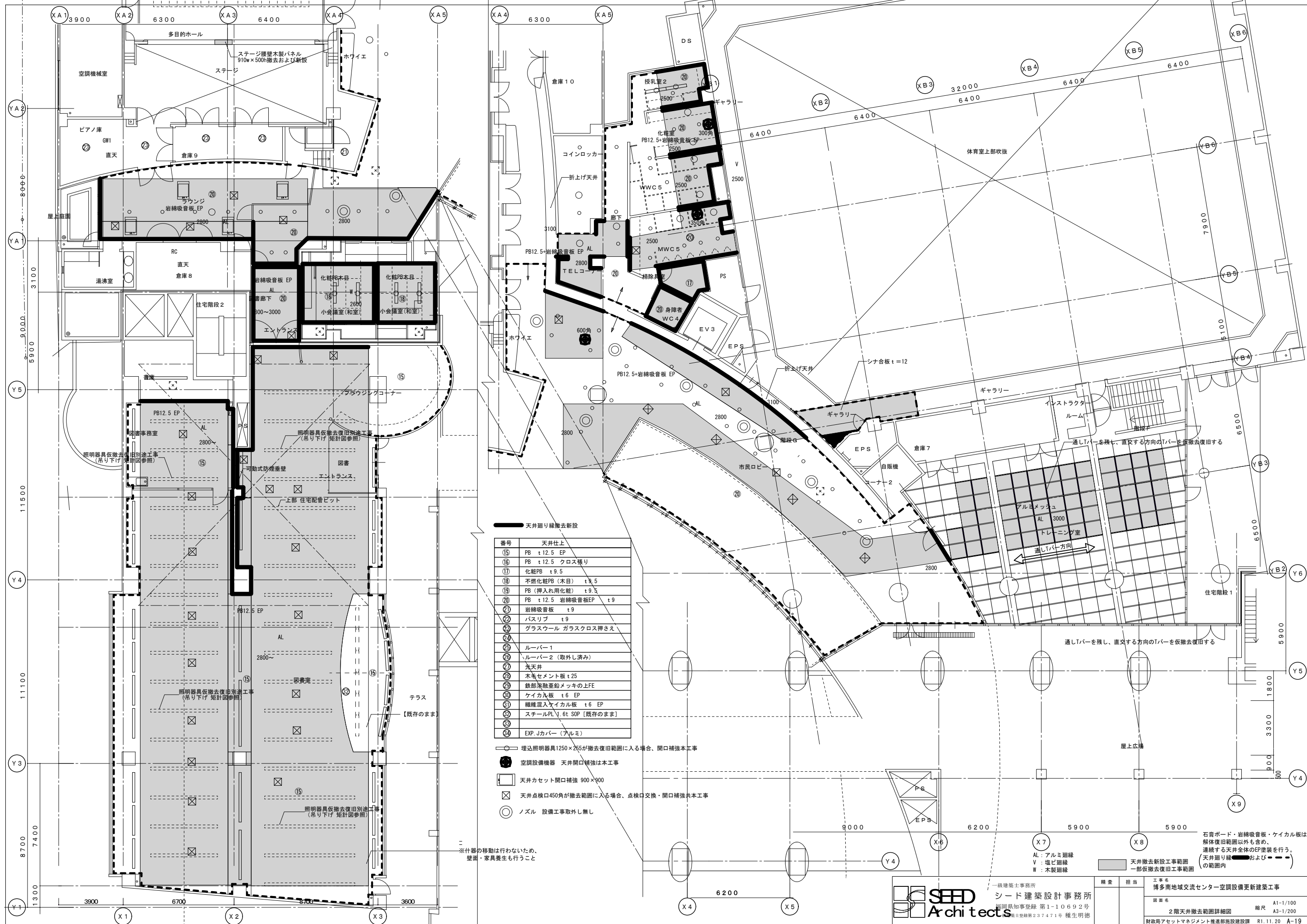
AL: アルミ廻縁
V: 塩ビ廻縁

■ 天井撤去新設工事範囲
▨ 一部仮撤去復旧工事範囲

石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。天井廻り縁(および)の範囲内

SEED Architects
シード建築設計事務所
福岡県知事登録 第1-10692号
〒812-0001 福岡市東区東区 2-3-7 1号 種生明徳

1階天井撤去範囲詳細図
縮尺 A1-1/100
A3-1/200
R1.11.20 A-18



● 天井廻り線撤去新設

番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB (木目) t9.5
19	PB (押入れ用化粧) t9.5
20	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリブ t9
23	グラスウール ガラスクロス押さえ
24	ルーバー1
25	ルーバー2 (取外し済み)
26	木毛セメント板 t25
27	鉄部溶融垂鉛メッキの上FE
28	ケイカル板 t6 EP
29	繊維混入ケイカル板 t6 EP
30	スチールPL V.6t SOP [既存のまま]
31	ノズル
32	EXP-Jカバー (アルミ)

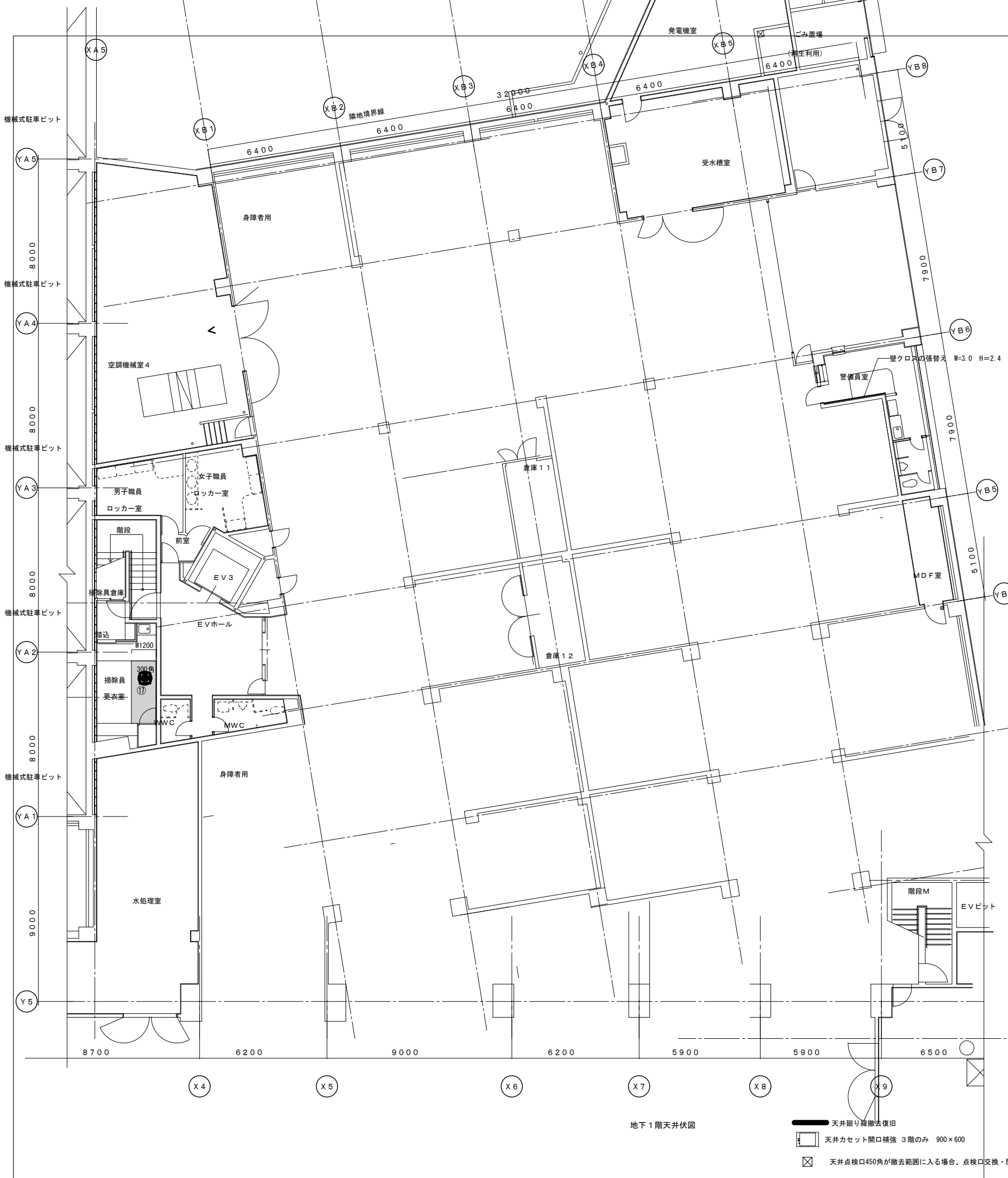
- 埋込照明器具1250×265が撤去復旧範囲に入る場合、開口補強本工事
- 空調設備機器 天井開口補強は本工事
- 天井カセット開口補強 900×900
- ⊗ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換・開口補強共本工事
- ノズル 設備工事取外し無し

※什器の移動は行わないため、壁面・家具養生も行うこと

AL: アルミ廻線
V: 塩ビ廻線
W: 木製廻線

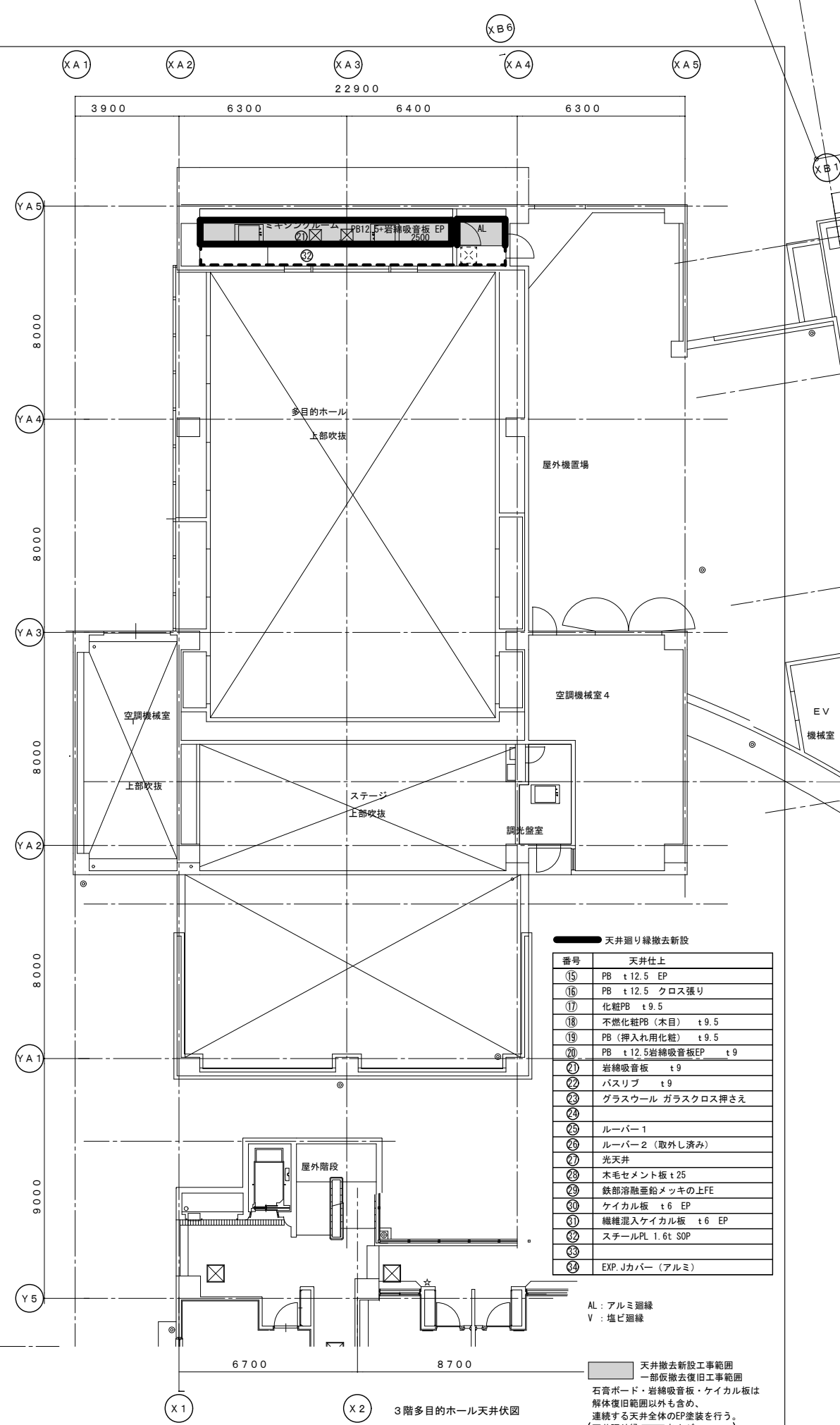
■ 天井撤去新設工事範囲
■ 一部仮撤去復旧工事範囲

石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。
(天井廻り線および撤去範囲)



地下1階天井伏図

- 天井廻り縁撤去復旧
- 天井カセット開口補強 3階のみ 900×600
- ⊠ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換・開口補強共本工事



3階多目的ホール天井伏図

天井廻り縁撤去新設	
番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB (木目) t9.5
19	PB (押入れ用化粧) t9.5
20	PB t12.5岩綿吸音板EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリップ t9
23	ガラスウール ガラスクロス押さえ
24	
25	ルーバー1
26	ルーバー2 (取外し済み)
27	光天井
28	木毛セメント板 t25
29	鉄部溶融亜鉛メッキの上FE
30	ケイカル板 t6 EP
31	繊維混入ケイカル板 t6 EP
32	スチールPL 1.6t SOP
33	
34	EXP.Jカバー (アルミ)

AL: アルミ廻縁
V: 塩ビ廻縁

■ 天井撤去新設工事範囲
□ 一部仮撤去復旧工事範囲
石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。
(天井廻り縁●および---の範囲内)

SEED Architects

一級建築士事務所
シード建築設計事務所
福岡県知事登録 第1-10692号
福岡県士登録第237471号 種生明徳

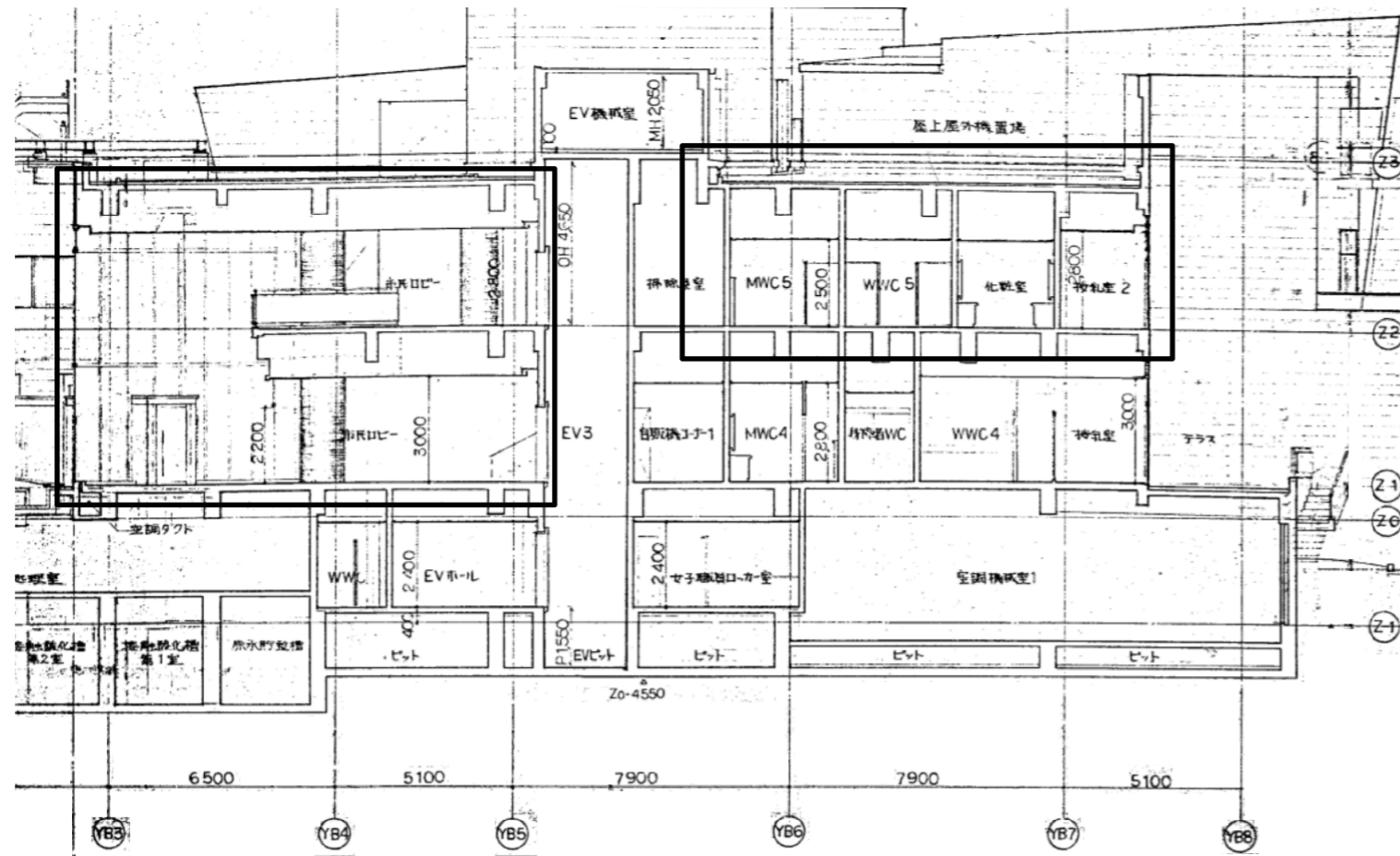
精査 担当

工事名
博多南地域交流センター空調設備更新建築工事

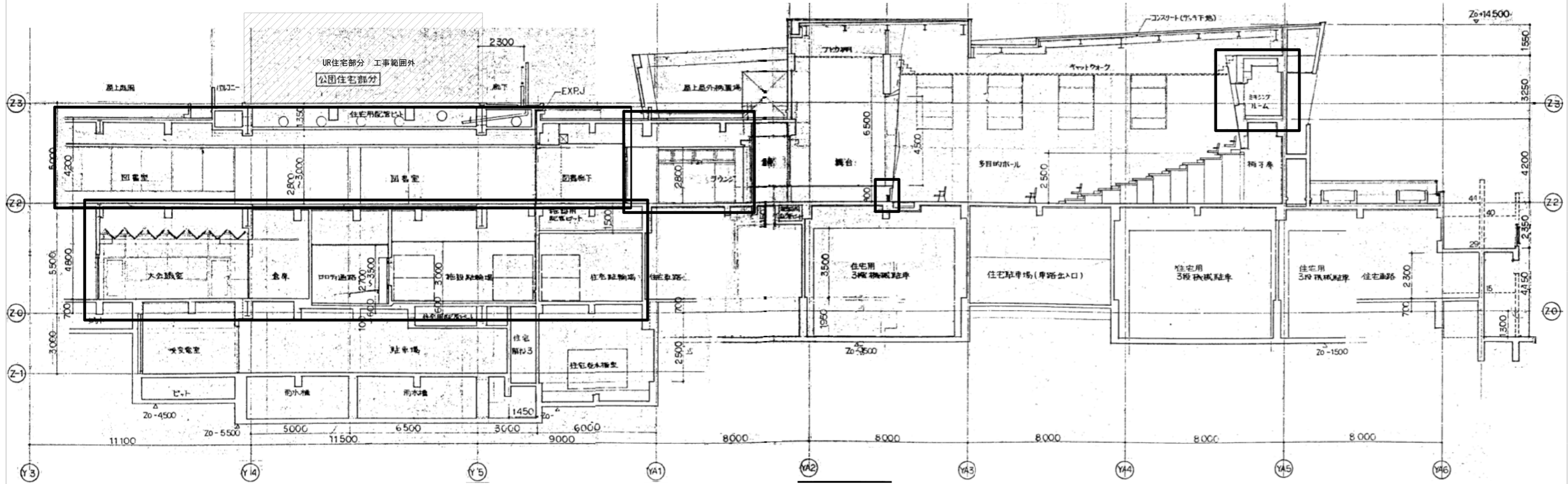
図面名
地下1階・3階天井撤去範囲詳細図

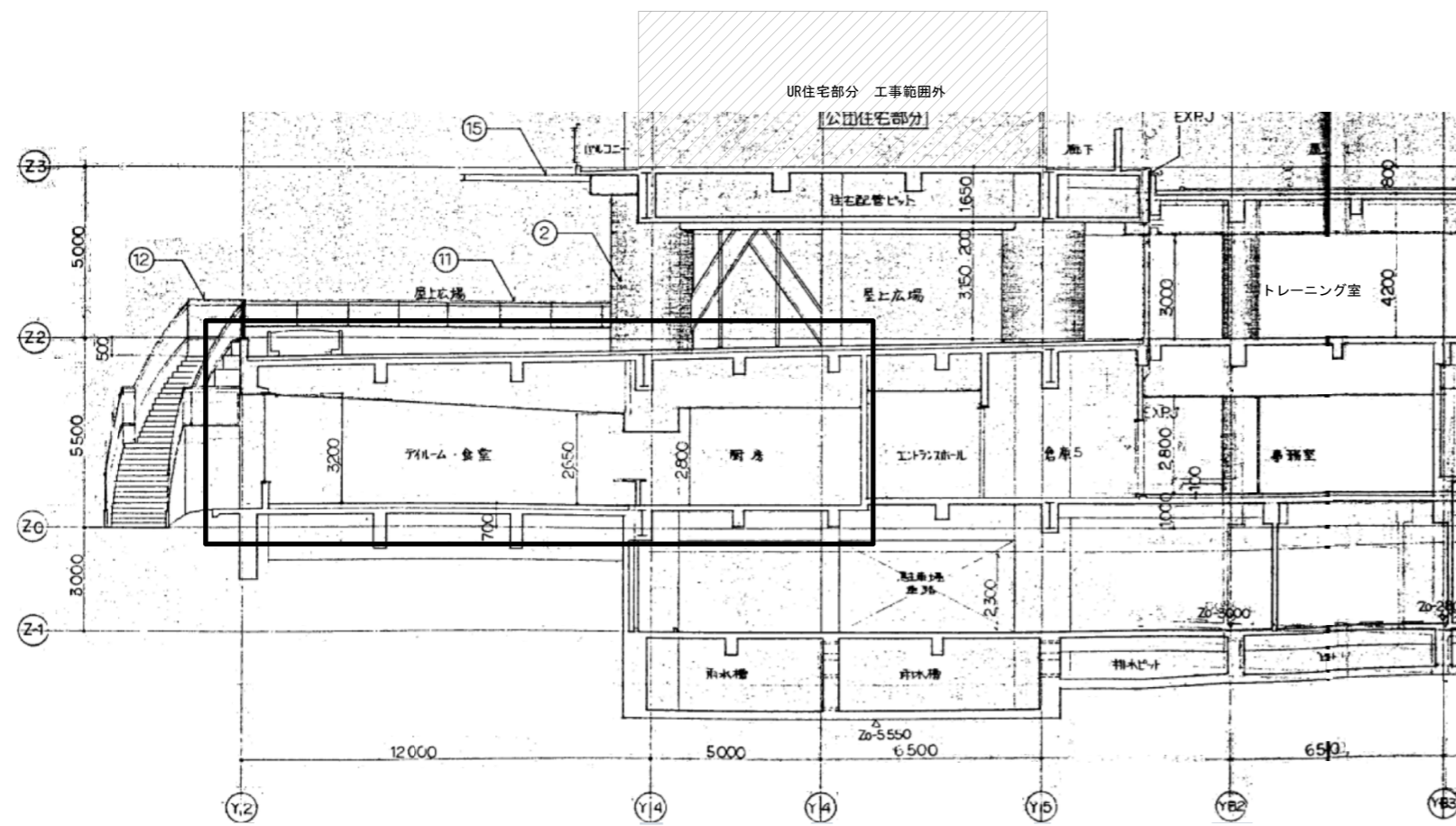
縮尺
A1-1/100
A3-1/200


R1.11.20 A-20

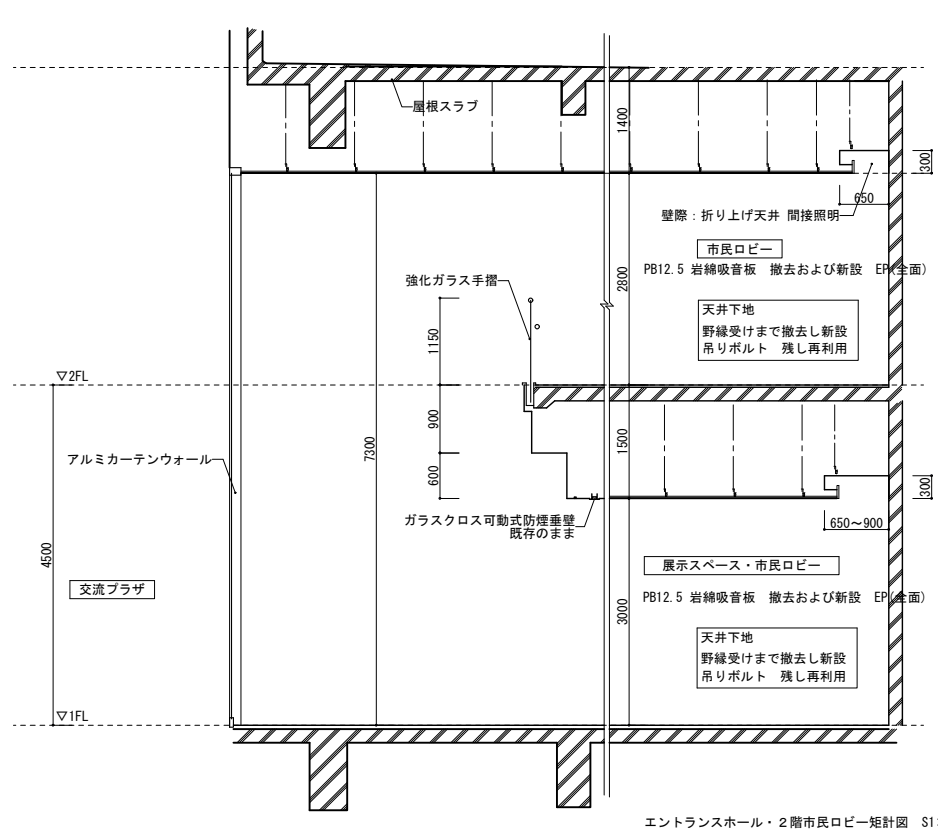


 工事範囲の室・部位を示す

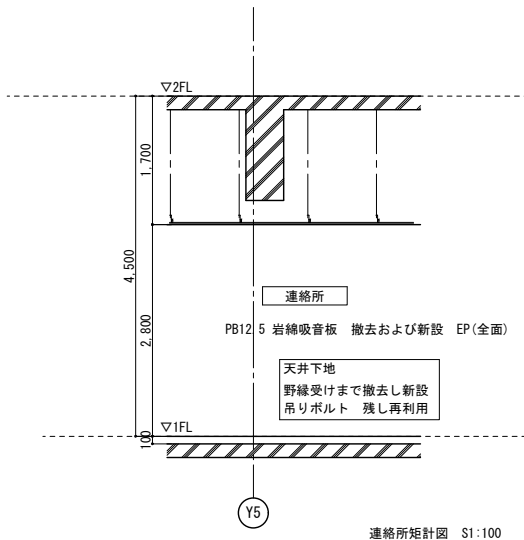




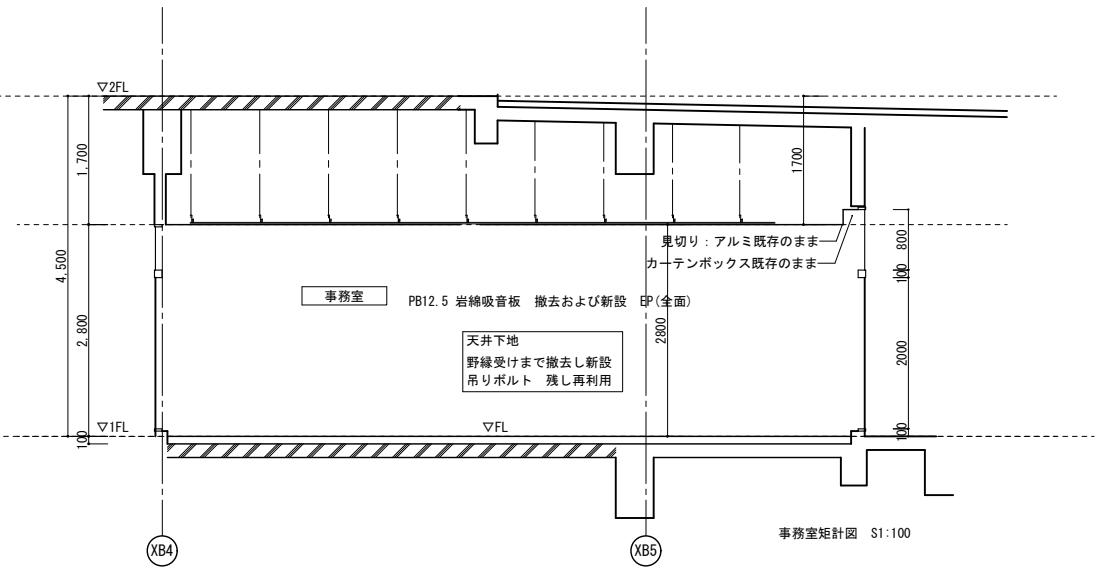

 工事範囲の室・部位を示す



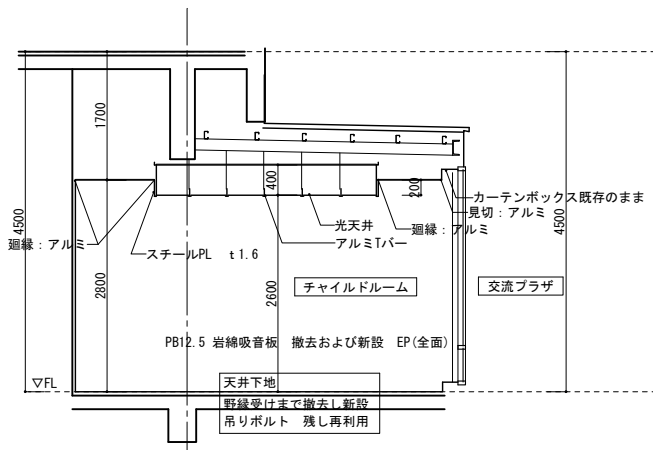
エントランスホール・2階市民ロビー矩計図 S1:100



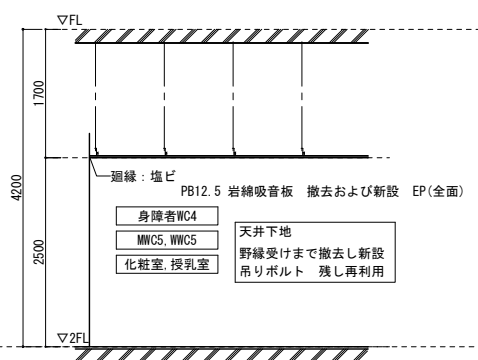
連絡所矩計図 S1:100



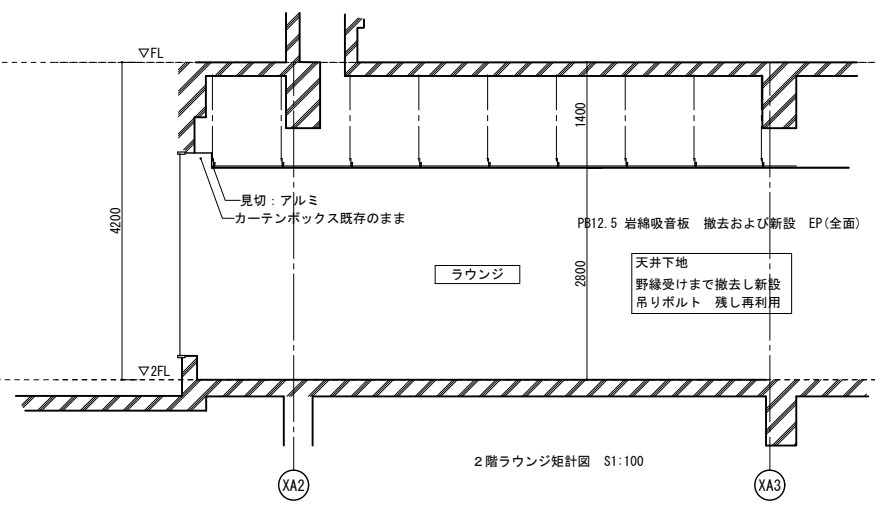
事務室矩計図 S1:100



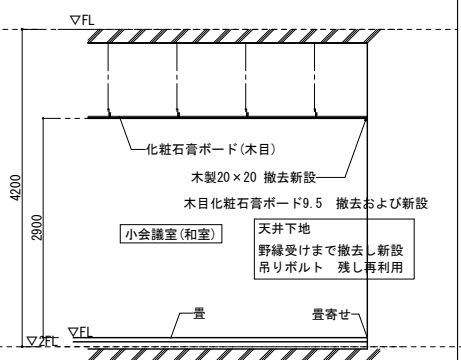
チャイルドルーム矩計図 S1:100



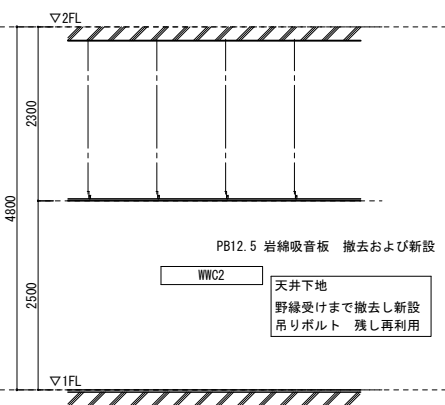
身障者WC4, WWC5, WWC5, 化粧室, 授乳室矩計図 S1:100



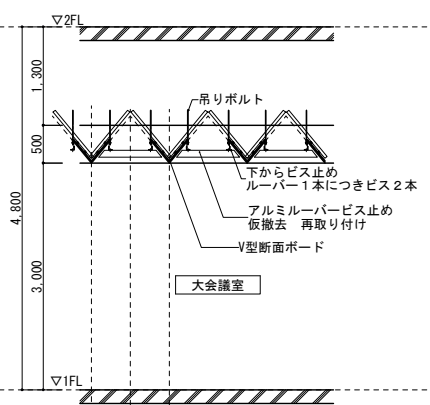
2階ラウンジ矩計図 S1:100



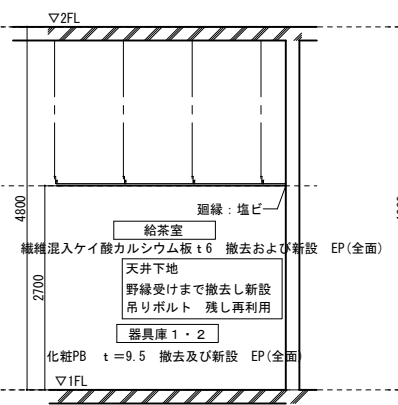
小会議室(和室)矩計図 S1:100



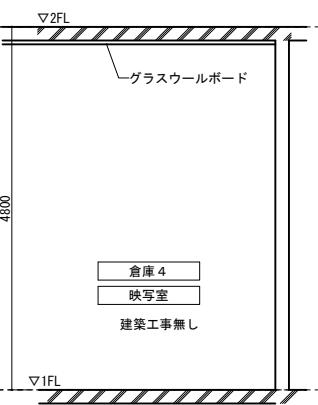
WC2矩計図 S1:100



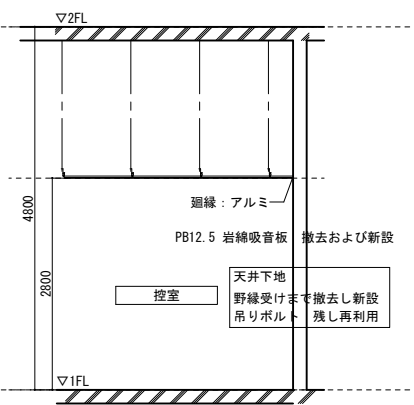
大会議室1・2矩計図 S1:100



給茶室 器具庫1・2矩計図 S1:100

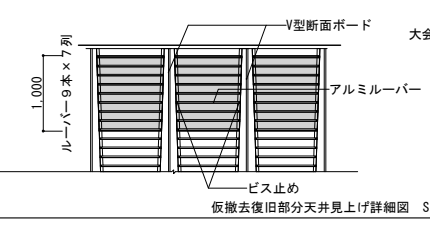


倉庫4, 映写室矩計図 S1:100



控室矩計図 S1:100

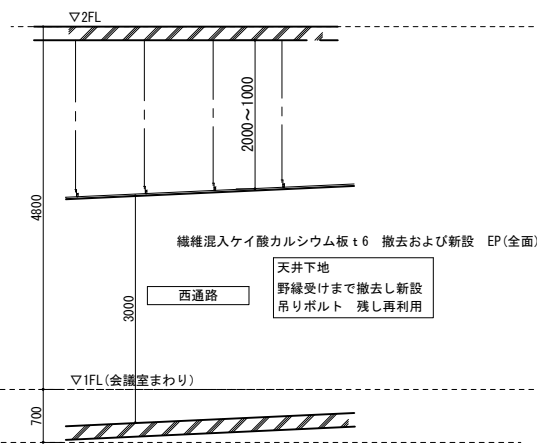
天井の撤去および新設範囲は、天井伏図による矩計図共通



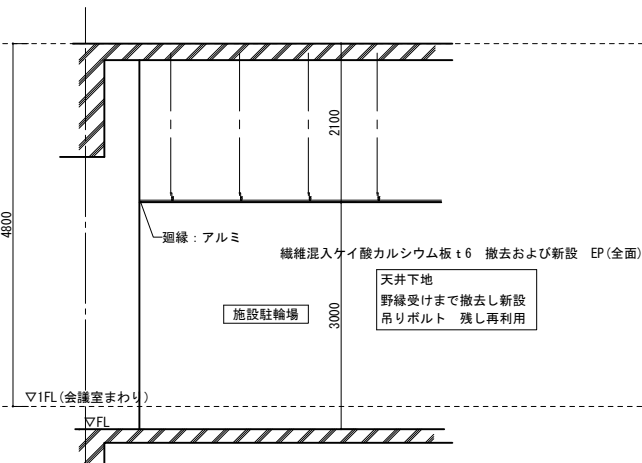
ルーバーの羽のみ取外し、設備工事後復旧再設置

SEED Archi tects
 一級建築士事務所
 シード建築設計事務所
 福岡県知事登録 第1-10692号
 国土登録第237471号 種生明徳

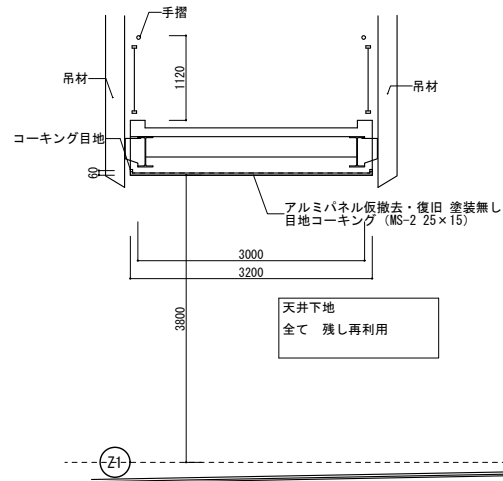
調査	担当	工事名	博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
		図名	矩計図1
		縮尺	A1-1/50 A3-1/100
		設計者	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-24



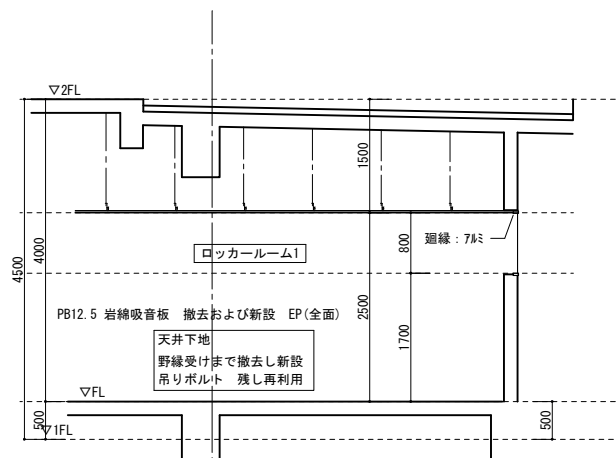
西通路矩計図 S1:100



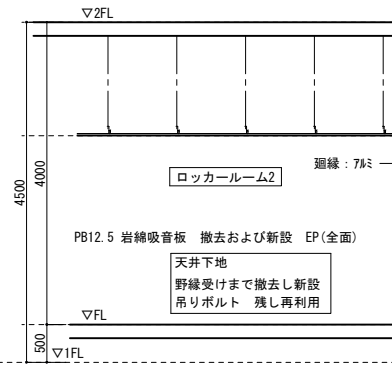
施設駐輪場矩計図 S1:100



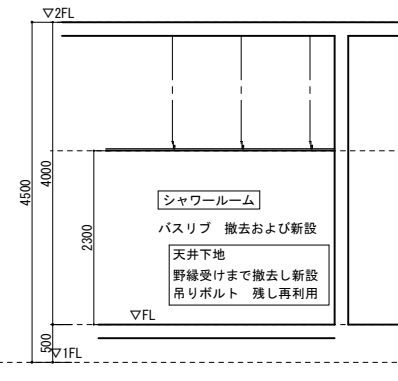
渡り廊下矩計図 S1:100



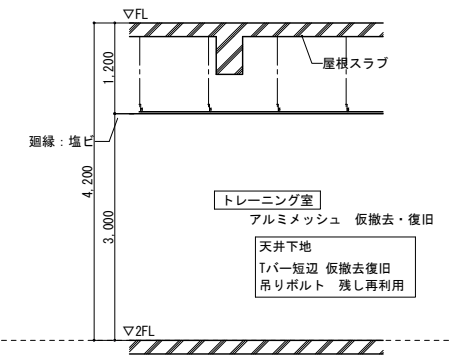
ロッカールーム1矩計図 S1:100



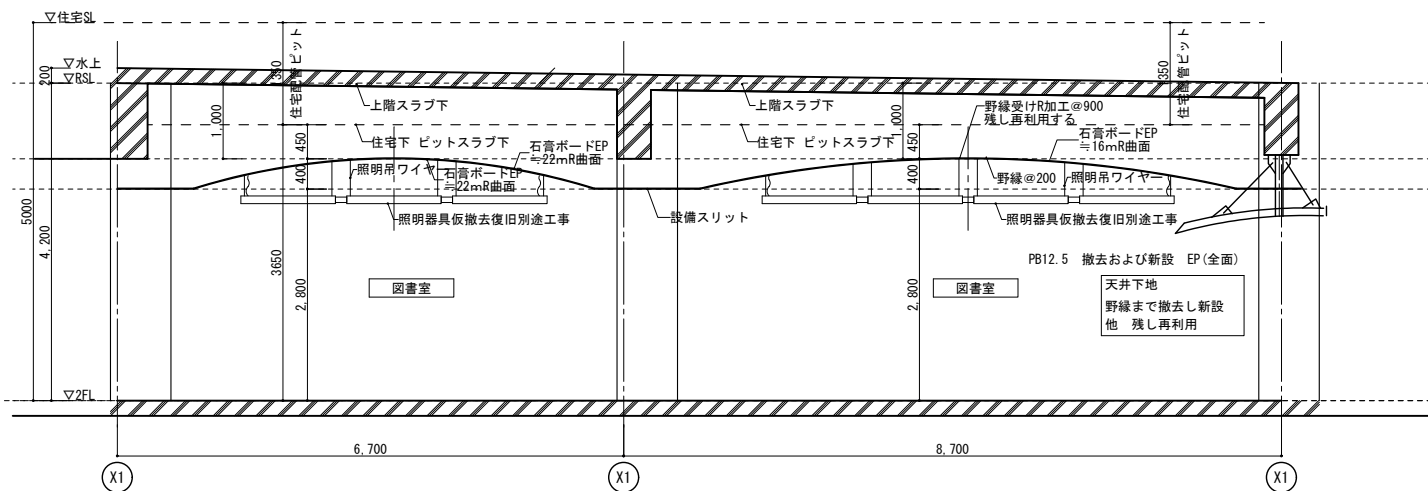
ロッカールーム2矩計図 S1:100



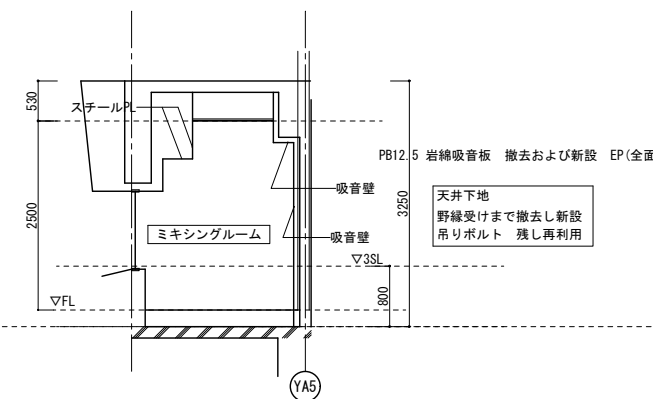
シャワールーム矩計図 S1:100



トレーニング室矩計図 S1:100

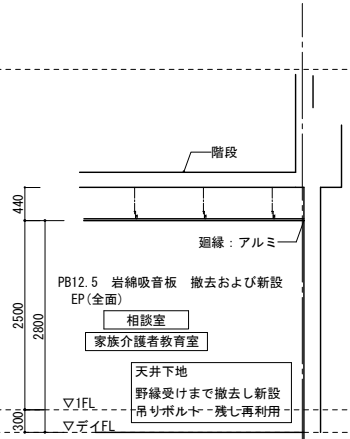


図書室矩計図 S1:100

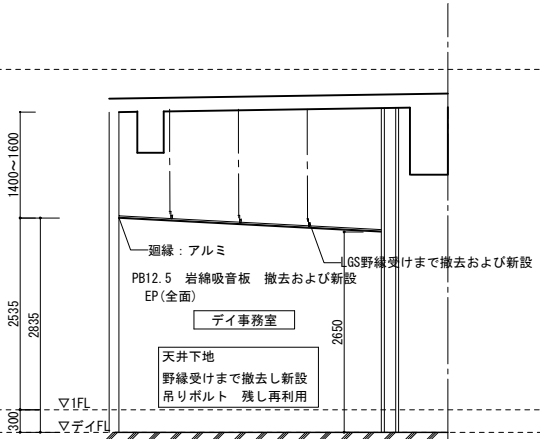


ミキシングルーム矩計図 S1:100

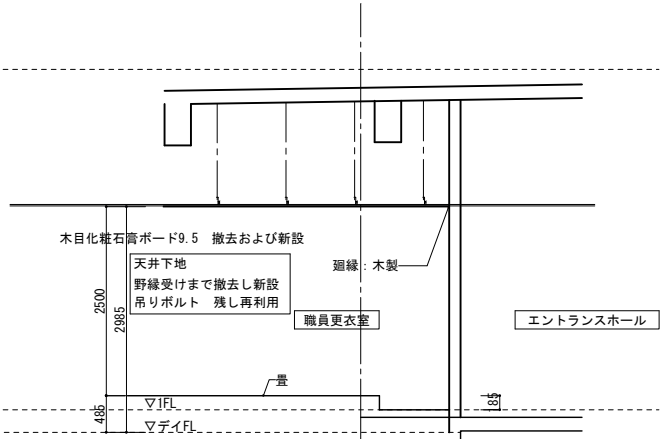
天井の撤去および新設範囲は、天井伏図による矩計図共通



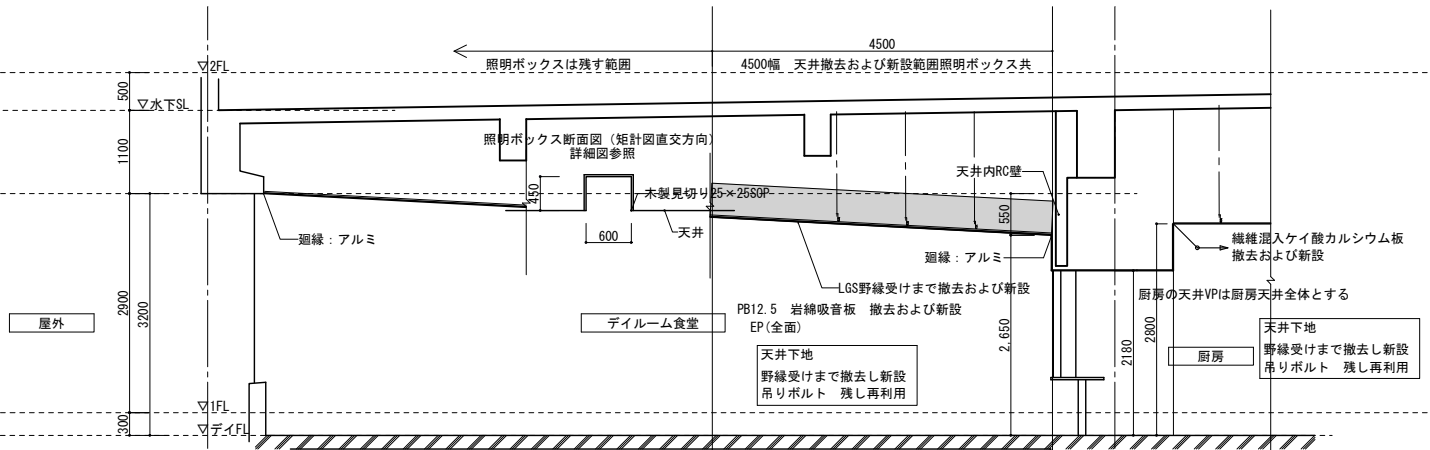
デイ相談室家族介護教育室矩計図 S1:100



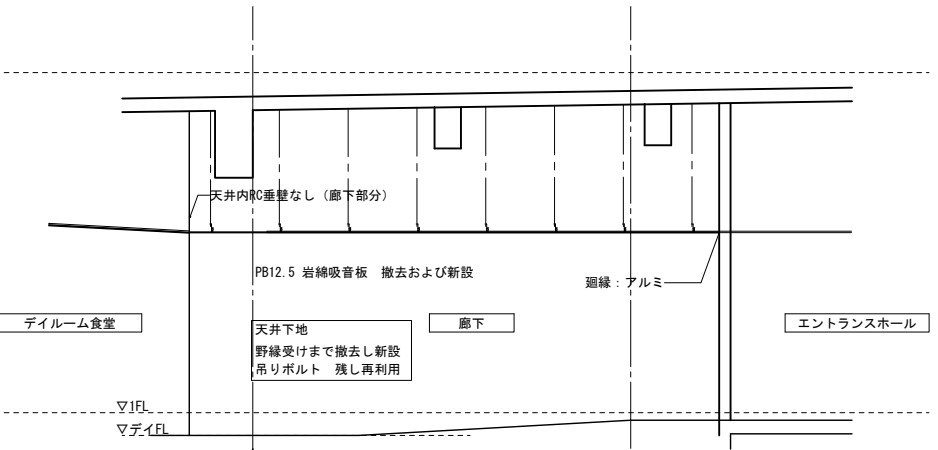
デイ事務室矩計図 S1:100



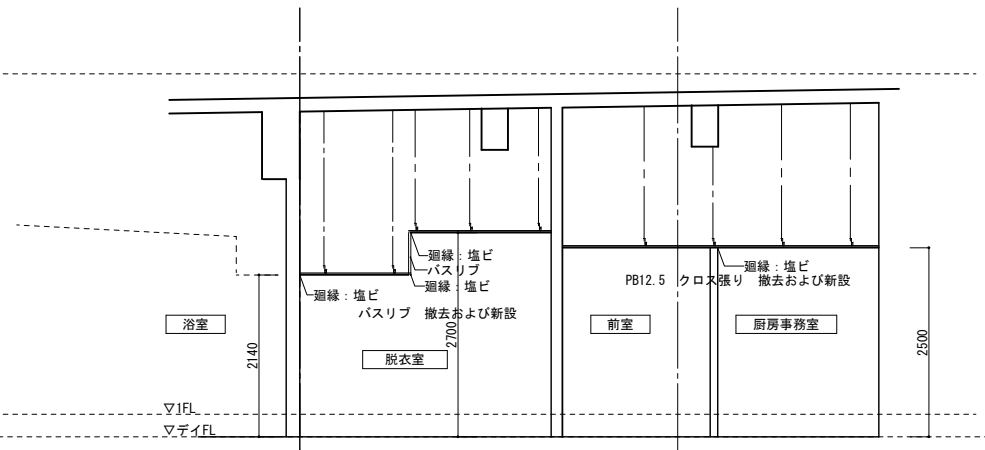
デイ職員更衣室矩計図 S1:100



デイルーム矩計図 S1:100



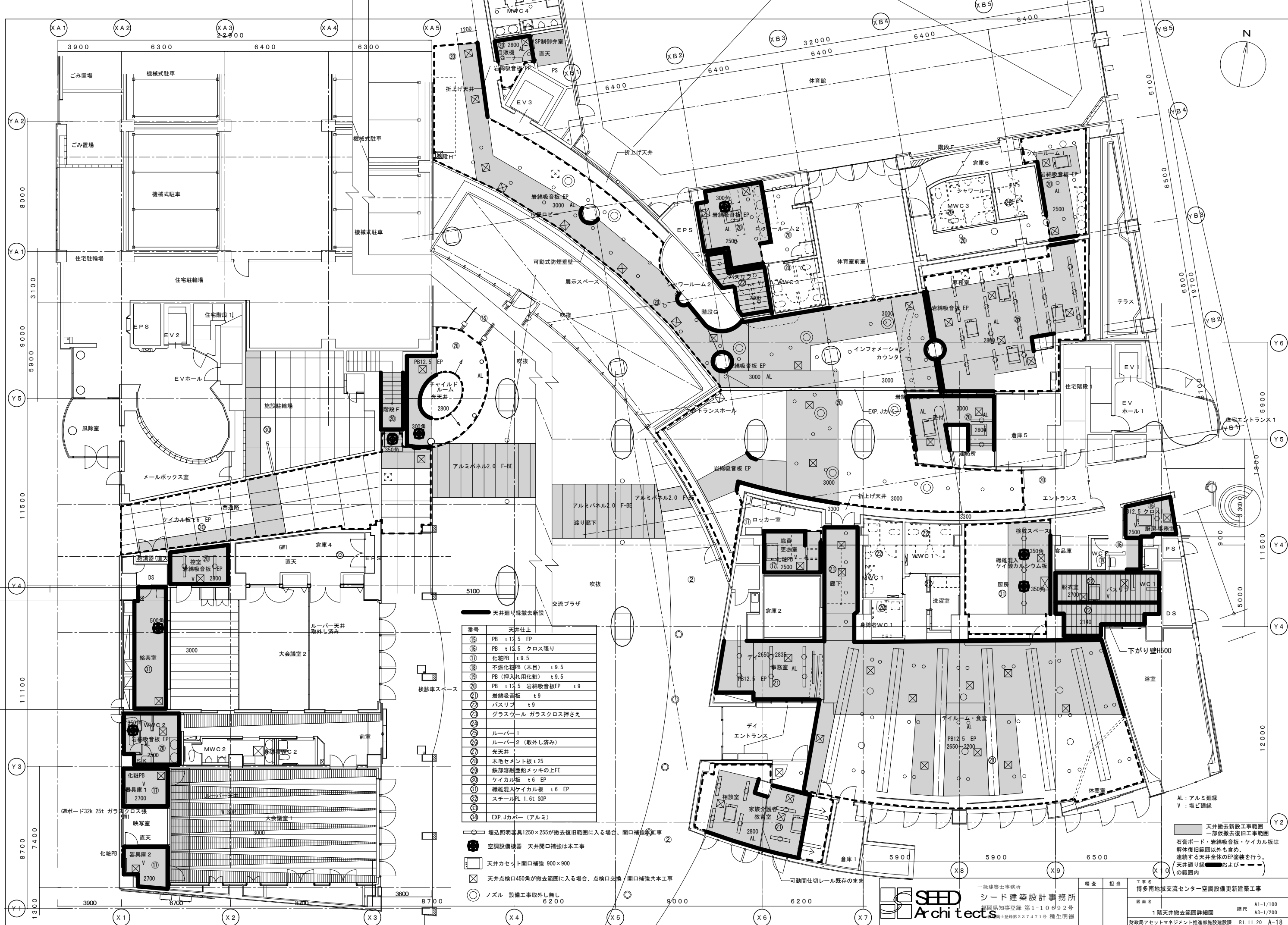
デイ廊下矩計図 S1:100



デイ脱衣室・厨房事務室矩計図 S1:100

天井の撤去および新設範囲は、天井伏図による
矩計図共通

博多南地域交流センター空調設備更新建築工事 第一回設計変更



天井廻り線撤去新設

番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB (木目) t9.5
19	PB (押入れ用化粧) t9.5
20	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリフ t9
23	グラスウール ガラスクロス押さえ
24	ルーバー1
25	ルーバー2 (取外し済み)
26	光天井
27	木毛セメント板 t25
28	鉄部浴槽垂壁メッキの上FE
29	ケイカル板 t6 EP
30	繊維混入ケイカル板 t6 EP
31	スチールPL 1.6t SOP
32	EXP. Jカバー (アルミ)

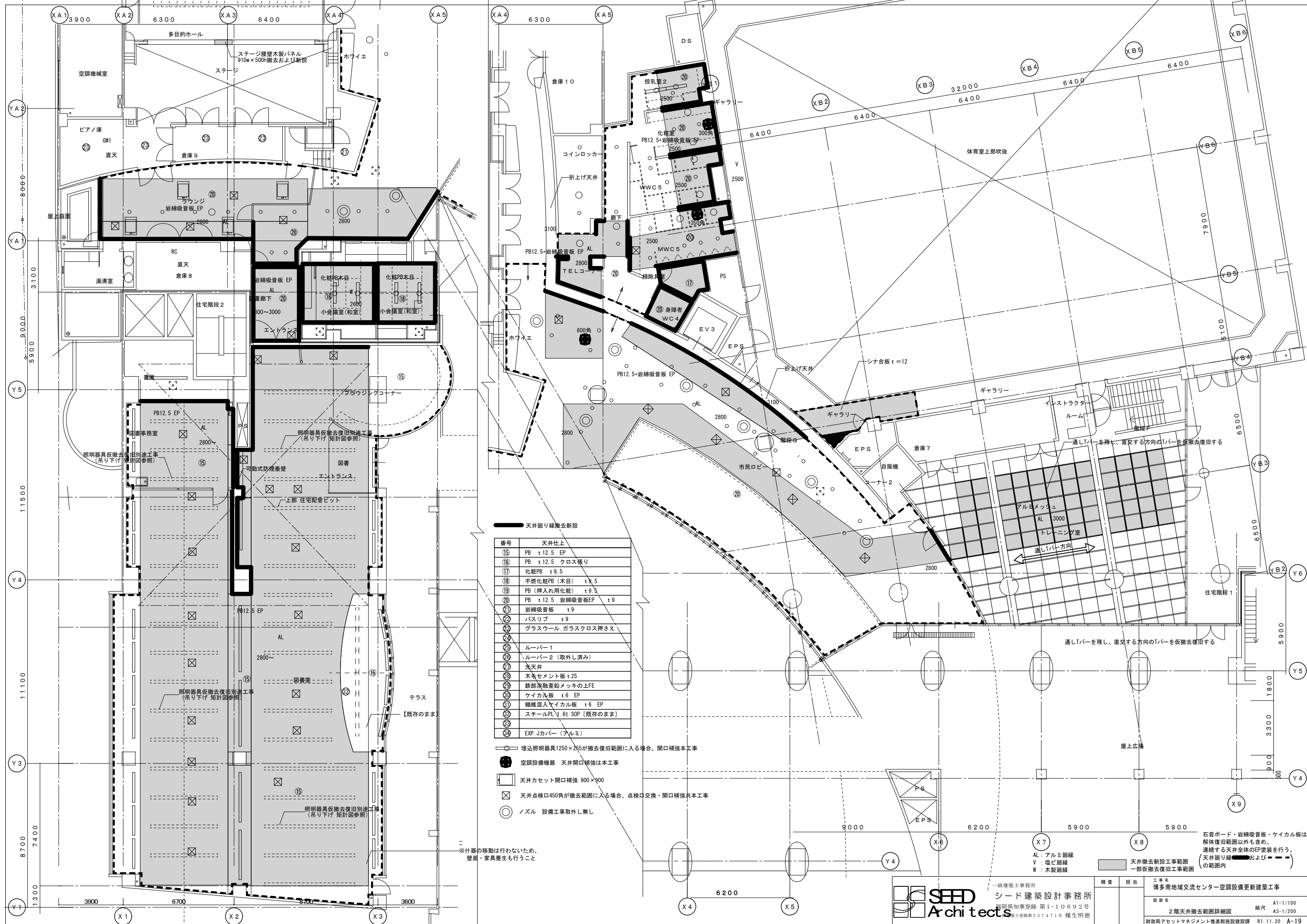
- 埋込照明器具1250×255が撤去復旧範囲に入る場合、開口補修工事
- 空調設備機器 天井開口補修は本工事
- 天井カセット開口補修 900×900
- ⊗ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換 開口補修共本工事
- ノズル 設備工事取外し無し 6200

天井撤去新設工事範囲
一部仮撤去復旧工事範囲
石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。
天井廻り線(および)の範囲内

SEED Architects
シード建築設計事務所
福岡県知事登録 第1-10692号
〒812-0001 福岡市東区東区 2-3-7 1号 種生明徳

1階天井撤去範囲詳細図
縮尺 A1-1/100 A3-1/200
R1.11.20 A-18

変更前



● 天井廻り縁撤去新設

番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃化粧PB (木目) t9.5
19	PB (押入れ用化粧) t9.5
20	PB t12.5 岩綿吸音板EP t9
21	岩綿吸音板 t9
22	バスリブ t9
23	グラスウール ガラスクロス押さえ
24	ルーバー1
25	ルーバー2 (取外し済み)
26	光天井
27	木毛セメント板 t25
28	鉄部溶融垂鉛メッキの上FE
29	ケイカル板 t6 EP
30	繊維混入ケイカル板 t6 EP
31	スチールPL \ 6t SOP [既存のまま]
32	EXP-Jカバー (アルミ)

- 埋込照明器具1250×265が撤去復旧範囲に入る場合、開口補強本工事
- 空調設備機器 天井開口補強は本工事
- 天井カセット開口補強 900×900
- ⊗ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換・開口補強共本工事
- ノズル 設備工事取外し無し

※什器の移動は行わないため、壁面・家具養生も行うこと

石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。
 (天井廻り縁●および---)の範囲内

AL: アルミ廻縁
 V: 塩ビ廻縁
 W: 木製廻縁

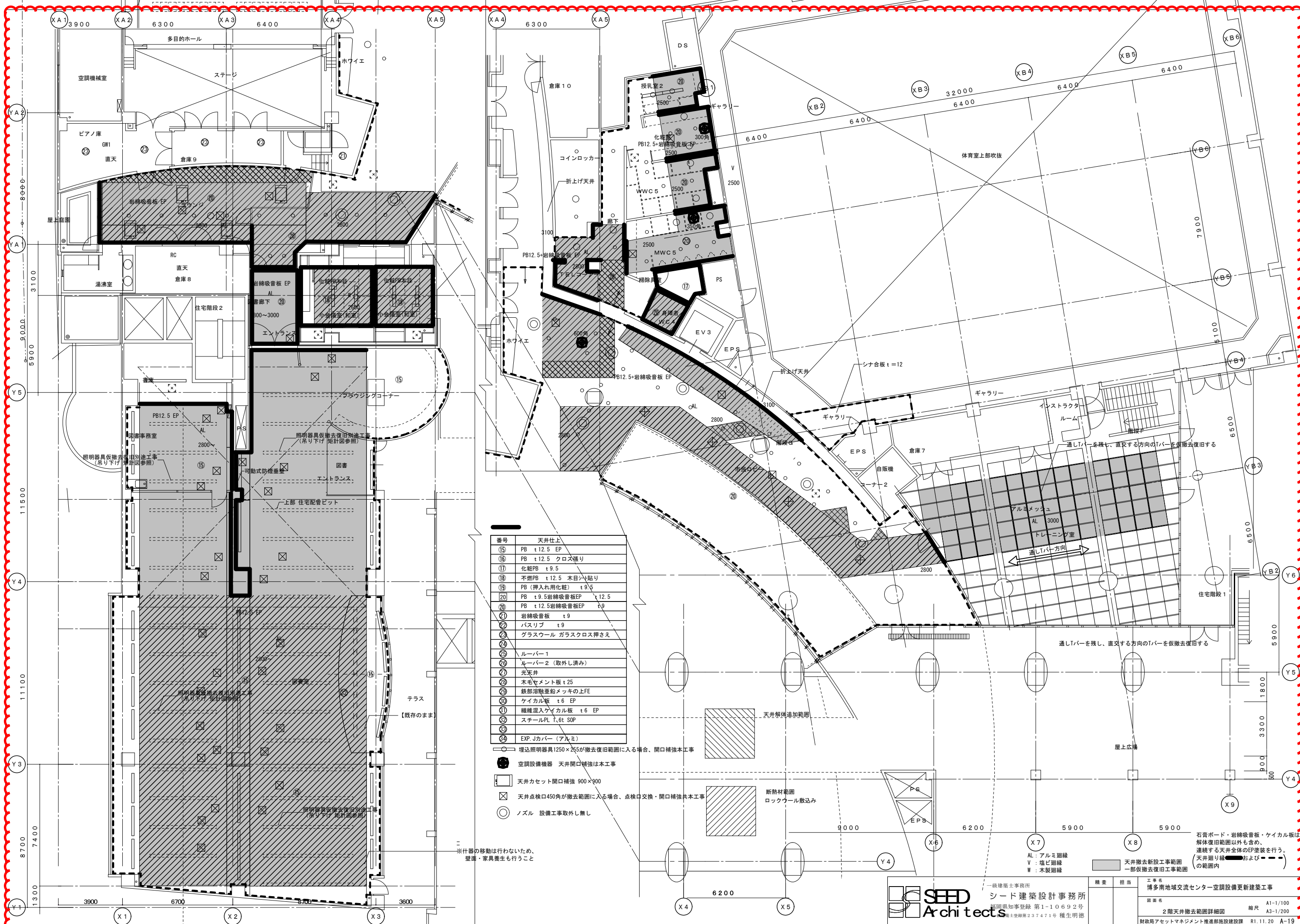
■ 天井撤去新設工事範囲
 □ 一部撤去復旧工事範囲

SEED Architects シード建築設計事務所
 福岡県知事登録 第1-10692号
 〒815-0822 福岡県東区2-3-7 1号 種生明徳ビル

一級建築士事務所
 博多南地域交流センター空調設備更新建築工事

図名 2階天井撤去範囲詳細図 縮尺 A1-1/100 A3-1/200
 図号 R1.11.20 A-19

変更前



番号	天井仕上
15	PB t12.5 EP
16	PB t12.5 クロス張り
17	化粧PB t9.5
18	不燃PB t12.5 木目シタ貼り
19	PB (押入れ用化粧) t9.5
20	PB t9.5岩綿吸音板EP t12.5
21	PB t12.5岩綿吸音板EP t9
22	岩綿吸音板 t9
23	バスリブ t9
24	グラスウール ガラスクロス押さえ
25	ルーバー1
26	ルーバー2 (取外し済み)
27	光天井
28	木毛セメント板 t25
29	鉄部溶融亜鉛メッキの上FE
30	ケイカル板 t6 EP
31	繊維混入ケイカル板 t6 EP
32	スチールPL t.6t SOP
33	EXP Jカバー (アルミ)

- 埋込照明器具1250×255が撤去復旧範囲に入る場合、開口補強本工事
- 空調設備機器 天井開口補強は本工事
- 天井カセット開口補強 900×900
- ⊗ 天井点検口450角が撤去範囲に入る場合、点検口交換・開口補強本工事
- ノズル 設備工事取外し無し

※付帯の移動は行わないため、壁面・家具養生も行うこと

石膏ボード・岩綿吸音板・ケイカル板は解体復旧範囲以外も含め、連続する天井全体のEP塗装を行う。(天井廻り線および---の範囲内)

SEED Architects

一級建築士事務所
シード建築設計事務所
福岡県知事登録 第1-10692号
国土交通省登録第237471号 種生明徳

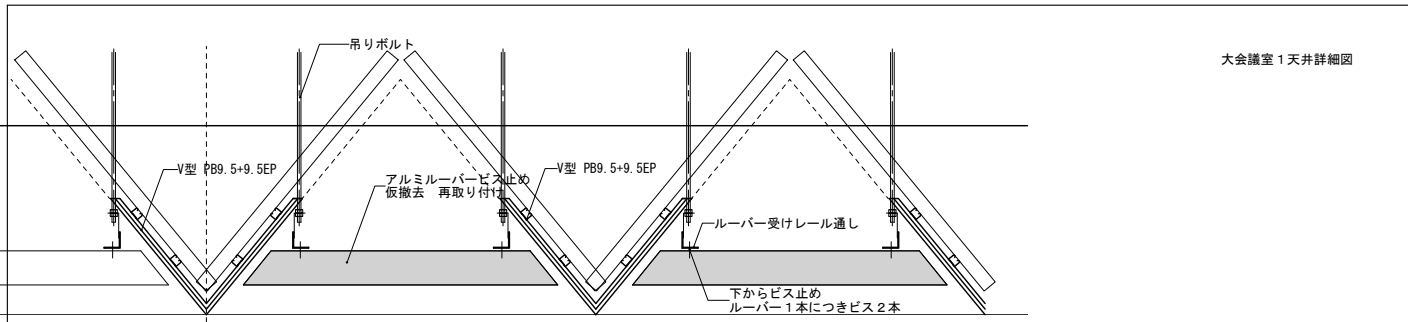
工務名
博多南地域交流センター空調設備更新建築工事

図名
2階天井撤去範囲詳細図

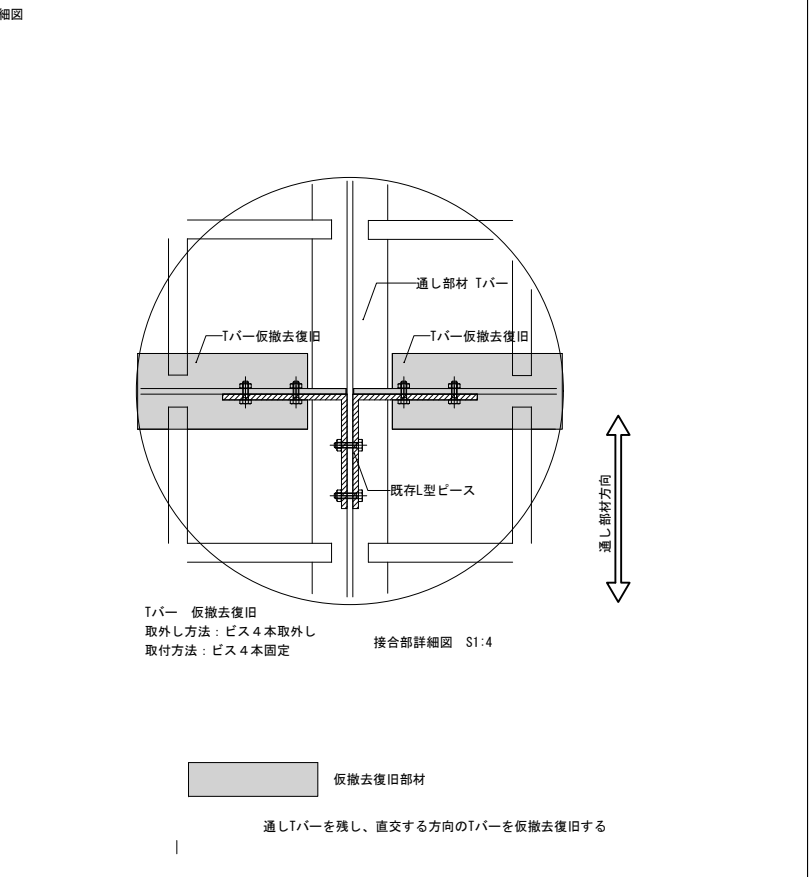
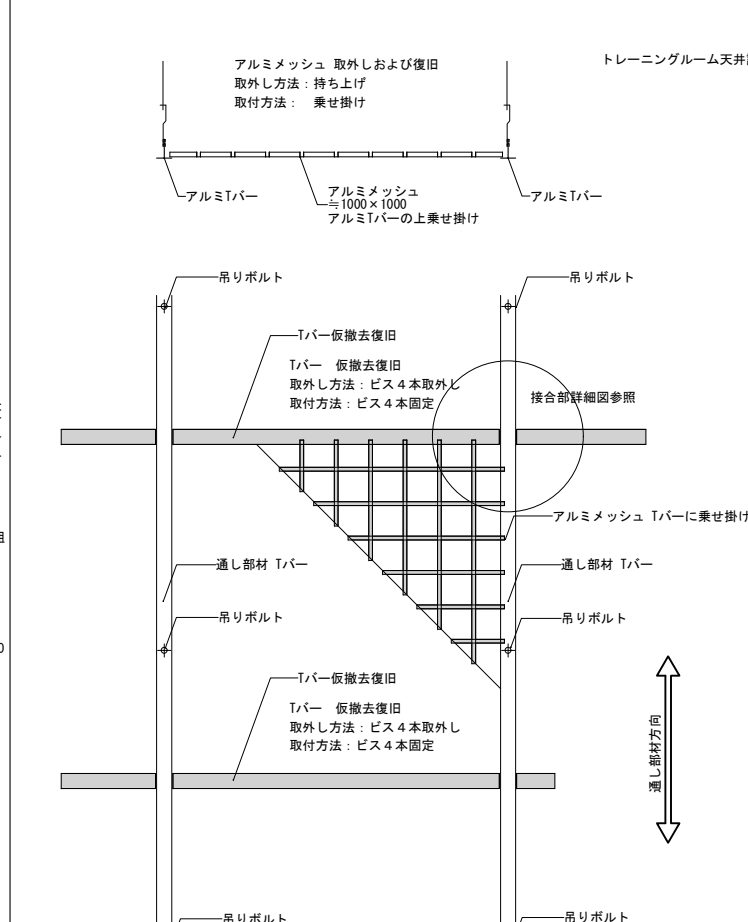
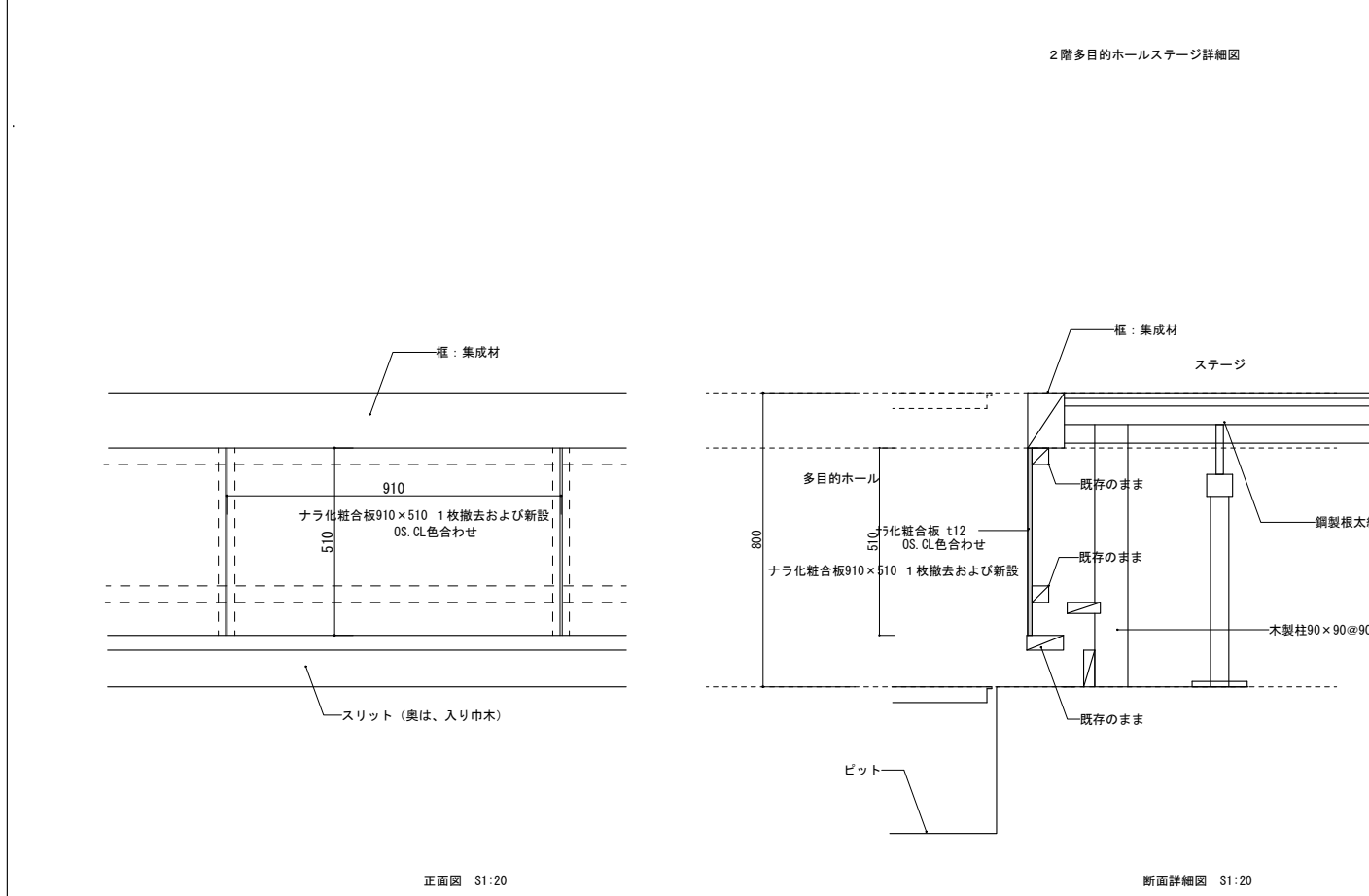
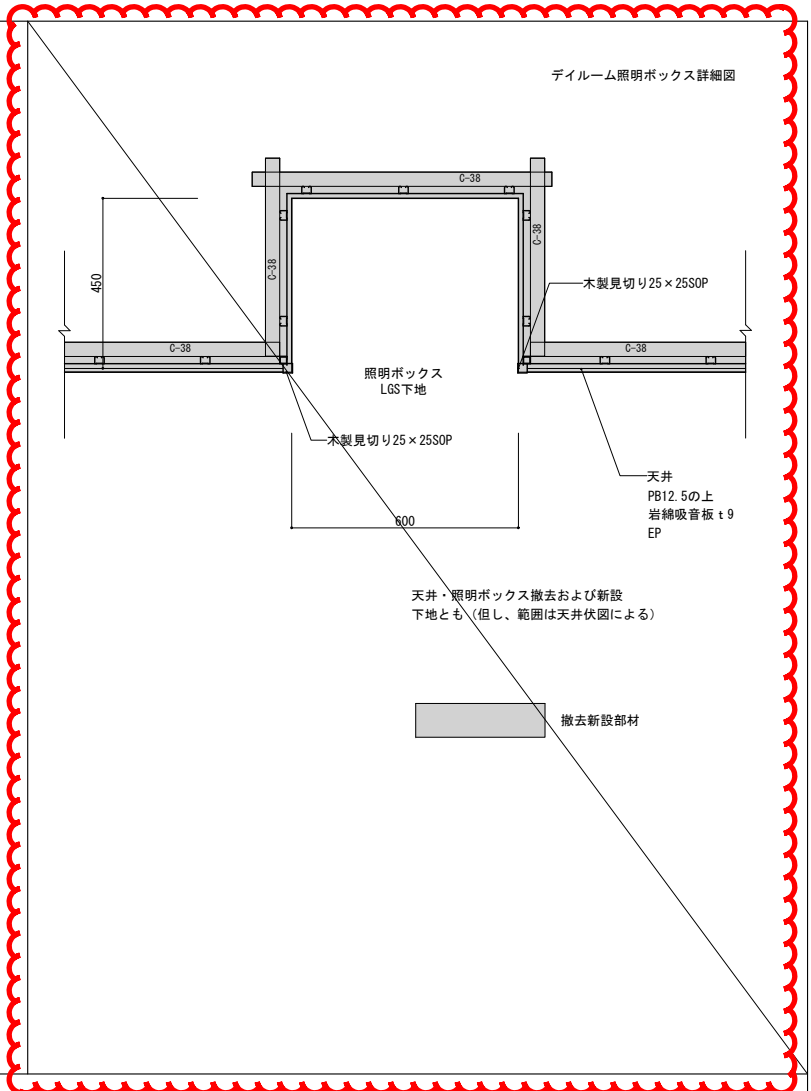
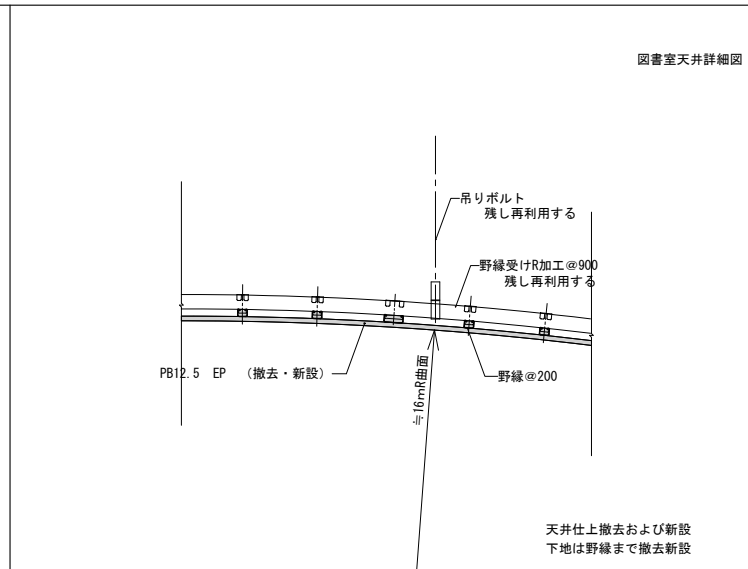
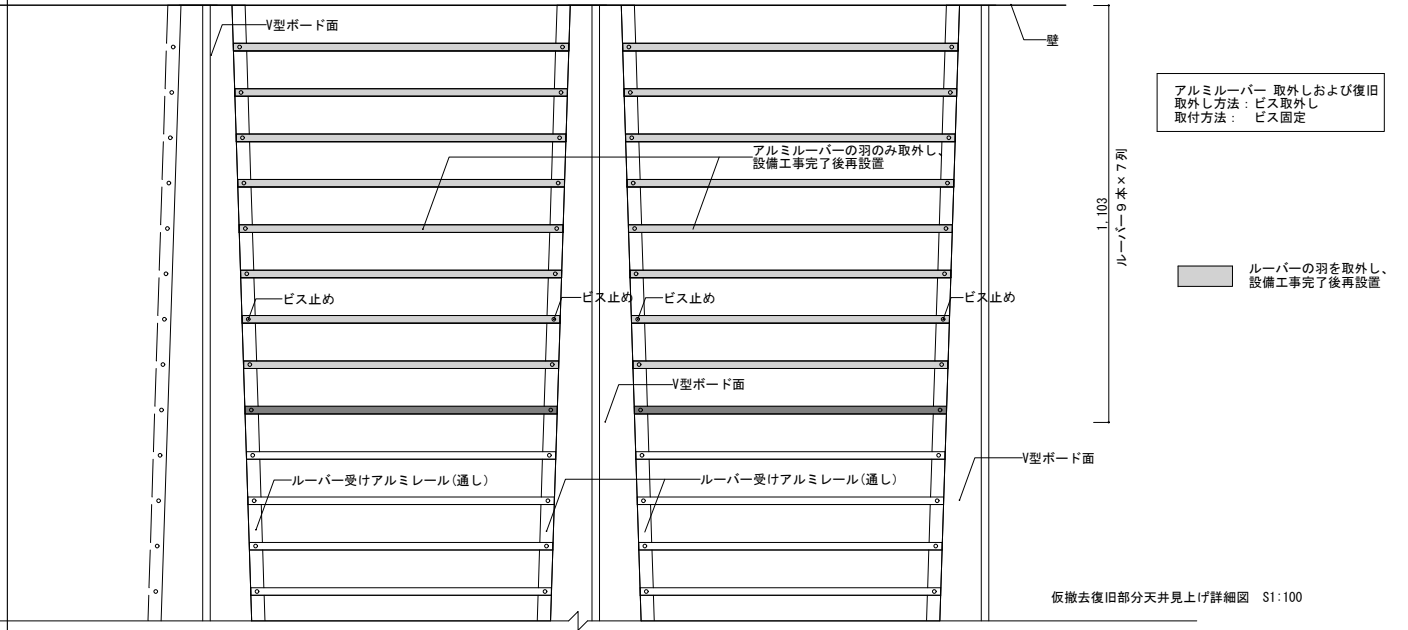
縮尺
A1-1/100
A3-1/200

財政局アセットマネジメント推進部施設課 R1.11.20 A-19

変更後



大会議室天井断面詳細図 S1:20



	一級建築士事務所	精査	担当	工事名
	シード建築設計事務所			博多南地域交流センター空調設備更新建築工事
	福岡県知事登録 第1-10692号 国土登録第237471号 種生明徳			図面名
				部分詳細図
				縮尺
				A1-1/10 A3-1/20
				財政局アセットマネジメント推進部施設建設課 R1.11.20 A-27

変更後